

平成 19 年度

行政監査報告書

監査テーマ

市税等収入未済金の徴収事務について

平成 20 年 1 月

福井県越前市監査委員

田中 育夫

同

内上 和博

同

片粕 正二郎

目 次

第1 監査の概要	
1 行政監査の意義	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の対象	1
4 監査の期間	1
5 監査の日程	1
6 監査の方法	1
7 監査の着眼点	2
第2 越前市における収入未済金の状況	
1 収入未済額の状況	2
第3 収入未済金に係る徴収事務	
1 債権の性質	5
2 収入未済金の徴収事務	5
3 債権の消滅時効	6
第4 各収入金の分析及び監査結果	
1 市税・国民健康保険税・介護保険料	7
2 公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る使用料、負担金及び分担金	23
3 保育所運営費負担金（保育料）	38
4 市営住宅使用料等	42
第5 むすび（意見）	47

注記

- ・各表中の比率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示する。
したがって、比率の合計と内訳とが一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 行政監査の意義

行政監査は、地方自治法第199条第2項に基づき一般行政事務の執行について行うもので、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般に関し、同法第2条第14項の「事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げ」及び同条第15項の「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに」、「その規模の適正化を図らなければならない」という規定の趣旨に沿って、同法第199条第3項及び同施行令第140条の6の「事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうか」について、その適法性及び経済性・効率性・有効性の観点から行う監査である。

2 監査のテーマ

「市税等収入未済金の徴収事務について」

3 監査の対象

(1) 監査の対象部課

- ・市税・国民健康保険税・介護保険料
- ・公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る収入金
- ・保育所運営費負担金
- ・市営住宅使用料

上記の収入金の徴収事務を所管する部課

(2) 監査の対象費目

越前市の一般会計、特別会計における越前市税（税附帯収入を含む）及び市税以外の収入未済金のうち、平成18年度末における収入未済額が1,000万円以上となっているものを対象とした。ただし、国庫補助金、県補助金、市債等の未収入特定財源は除外した。

4 監査の期間

平成19年10月1日から平成20年1月10日まで

5 監査の日程

平成19年9月 調査表様式及び記載要領の作成
10月 各課へ調査依頼
11月 調査票の集計、分析
12月 事情聴取、監査審議
平成20年1月 市長に報告、公表

6 監査の方法

監査対象予算科目の所管課に対し提出を求めた監査資料に基づき、着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の着眼点

18年度の一般会計及び特別会計決算における市税等の収入未済額は2,113,969千円となっており、市民負担の公平性を確保し、市財政の安定的な財源確保のためには、これら収入未済額の回収と収入未済額を発生させないための取組み及び収入未済金の削減に向けた抜本的な対策が急務であると考え、的確な目標設定に基づいて実施されているか、収入未済額の徴収事務は公正かつ適正に行なわれているか、収入未済を発生させないための取組みが効果的に行われているか等を主眼として監査するため、次の項目を着眼点とした。

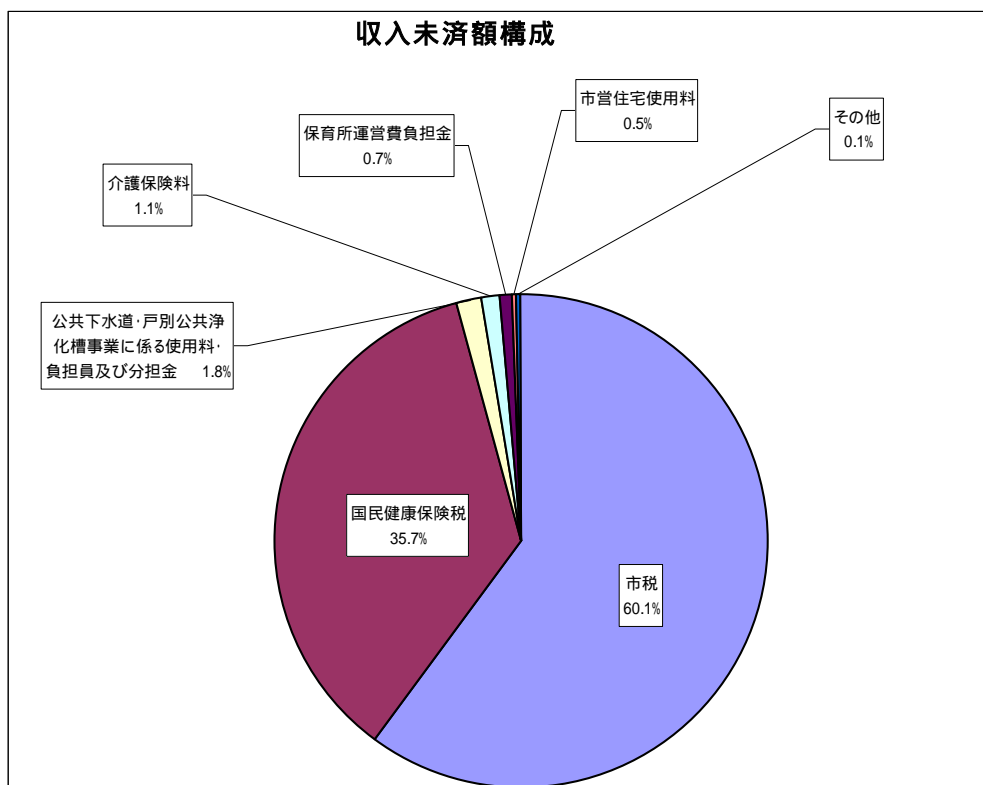
- (1) 収入未済対策は、的確な目標設定のもとに行われているか
- (2) 滞納整理事務は、公正かつ適正に処理されているか
- (3) 収入未済を発生させないための取組みは効果的なものとなっているか

第2 越前市における収入未済金の状況

1 収入未済額の状況

平成18年度末の越前市一般会計及び特別会計の収入未済額は、次表のとおり、総額2,113,969,757円となっている。

その内訳を見ると、市税が1,269,827,870円で全体の60.1%となっている。その他1,000万円以上の収入未済額があるのは、国民健康保険税が755,578,495円で同35.7%、公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る使用料及び負担金・分担金が37,606,120円で同1.8%、介護保険料が22,889,040円で同1.1%、児童福祉費負担金の内、保育所運営費負担金が14,065,700円で同0.7%、市営住宅使用料が10,632,100円で同0.5%となっている。



平成18年度 収入未済額一覧

(一般会計)

(単位 : 円・%)

会計	区分	内容	収入未済額	構成比		
一般会計	市税	法人	現年課税分	5,453,400	0.3	
			滞納繰越分	12,262,650	0.6	
		個人	現年課税分	73,472,556	3.5	
			滞納繰越分	260,365,318	12.3	
		固定資産税	現年課税分	191,736,575	9.1	
			滞納繰越分	599,438,988	28.4	
		軽自動車税	現年課税分	4,273,648	0.2	
			滞納繰越分	9,671,050	0.5	
		特別土地保有税	滞納繰越分	16,072,300	0.8	
		都市計画税	現年課税分	22,752,497	1.1	
			滞納繰越分	74,328,888	3.5	
		市税小計			1,269,827,870	60.1
		社会福祉費負担金	過年度老人施設入所者措置費負担金		189,791	0.0
			老人施設入所者措置費負担金		337,200	0.0
	社会福祉費小計			526,991	0.0	
	児童福祉費負担金	学童保育事業費負担金(過年度分)		31,520	0.0	
			公立保育所運営費負担金	1,431,500	0.1	
			公立保育所運営費負担金(過年度分)	1,854,450	0.1	
			私立保育所運営費負担金	3,346,500	0.2	
			私立保育所運営費負担金(過年度分)	7,433,250	0.4	
			保育所運営費負担金小計		14,065,700	0.7
	児童福祉費小計			14,097,220	0.7	
	住宅使用料	市営住宅使用料		4,686,900	0.2	
市営住宅使用料(過年度分)		5,945,200	0.3			
市営住宅使用料小計			10,632,100	0.5		
土地建物貸付収入	土地貸付収入		72,000	0.0		
実費徴収金	子育て支援短期利用実費徴収金		40,000	0.0		
雑入	生活保護費返還金		673,642	0.0		
一般会計合計 (A)			1,295,869,823	61.3		

《 特 別 会 計 》

(単 位 : 円 ・ %)

会計	区分	内容		収入未済額	構成比
簡易水道事業	使用料	水道使用料	滞納繰越分	106,567	0.0
			現年度分	172,406	0.0
下水道(公共)	負担金	今立処理区受益者負担金		330,000	0.0
		家久処理区受益者負担金		3,953,080	0.2
		今立処理区過年度受益者負担金		3,216,000	0.2
		家久処理区過年度受益者負担金		13,031,610	0.6
	使用料	今立処理区下水道使用料		34,359	0.0
		家久処理区下水道使用料		10,408,071	0.5
		家久処理区過年度下水道使用料		2,161,588	0.1
	雑入	汚水桝及び取付管特例措置工事実費徴収金		79,800	0.0
家久処理区実費徴収金		81,900	0.0		
下水道(特環)	分担金	受益者分担金		595,870	0.0
		受益者分担金(過年度分)		1,616,060	0.1
	使用料	下水道使用料		326,310	0.0
		下水道使用料(過年度分)		20,162	0.0
下水道(戸別浄化槽)	分担金	戸別公共浄化槽分担金		1,382,090	0.1
		戸別公共浄化槽分担金(過年度分)		294,670	0.0
	使用料	戸別公共浄化槽使用料		60,690	0.0
		戸別公共浄化槽使用料(過年度分)		13,860	0.0
公共下水道・戸別公共浄化槽事業小計				37,606,120	1.8
国民健康保険(事業勘定)	国民健康保険税	退職被保者等国民健康保険税	介護納付金分現年課税分	1,144,618	0.1
			介護納付金分滞納繰越分	1,704,022	0.1
			医療給付費分現年課税分	13,433,611	0.6
			医療給付費分滞納繰越分	25,976,898	1.2
		一般被保者国民健康保険税	介護納付金分現年課税分	12,717,529	0.6
			介護納付金分滞納繰越分	32,287,467	1.5
			医療給付費分現年課税分	137,415,587	6.5
			医療給付費滞納繰越分	530,898,763	25.1
			国民健康保険税小計		755,578,495
霊園事業	使用料	墓地使用料	年間使用料(継続分)	214,560	0.0
駐車場	使用料	駐車場使用料	高瀬駐車場	334,000	0.0
農集集落排水事業	使用料	農業集落排水使用料		283,165	0.0
		農業集落排水使用料(過年度分)		5,880	0.0
介護保険(事業)	介護保険料	第1号被保険者保険料	現年度分特別徴収保険料	829,580	0.0
			現年度分普通徴収保険料	12,883,660	0.6
			滞納繰越分普通徴収保険料	10,834,960	0.5
			介護保険料小計		22,889,040
ガス事業清算	ガス事業未収金	ガス事業未収金	未収工事金他	12,940	0.0
			ガス売掛金	214,487	0.0
			過年度ガス売掛金	682,274	0.0
			ガス事業未収金小計		909,701
特別会計合計 (B)				818,099,934	38.7
合 計 (A+B)				2,113,969,757	100.0

第3 収入未済金に係る徴収事務

1 債権の性質

地方公共団体の債権（金銭の給付を目的とする金銭債権）は、税、使用料、手数料など公法関係に基づいて発生する「公法上の債権」と、貸付金収入、財産収入など私法関係に基づいて発生する「私法上の債権」に分類される。また、公法上の債権のうち、分担金、加入金、過料及び使用料その他の歳入（法律で「国税又は地方税（以下「税」という）の滞納処分の例により処分」することができるものとされているものに限る。）については自ら滞納処分を行うこととなるが、その他の公法上の債権については民事執行手続による強制執行等を行うこととなる。

なお、私法上の債権については、全て民事執行手続による強制執行等を行うことになるが、監査対象とした越前市の各収入金には私法上の債権はない。

2 収入未済金の徴収事務

（1）調定と納入の通知

地方公共団体が歳入を徴収しようとするときは、歳入の内容を調査し誤りがないことを確認した上で納入すべき金額、納入義務者、納期限などを決定（この事務行為を「調定」という、これを納入義務者に対して通知する。）することが必要となる。

（2）督促

納期限を経過しても納付されない場合は、期限を定めて督促しなければならないこととされている。

督促は、時効中断の効力を有するほか、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分を開始するための要件とされているものである。

なお、この督促は、法令等の定めに基づき行う履行請求行為をいうものであり、法令等の定めによらず実務上行う文書や電話などによる履行請求行為については、一般的に催告と称している。

（3）延滞金等の徴収

収入未済金が督促の期限を経過して納付されるときは、公法上の債権については、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができる。（越前市には税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例はない。）また、私法上の債権については、このような規定がないことから延滞金を徴収することはできないが、契約上の取決めにより違約金等を徴収する場合がある。

（4）滞納処分等

督促をしても納付されない場合は、次の措置をとることとされている。

ア 税の滞納処分の例により処分することができるもの

地方公共団体が自ら、適時・適切に滞納者の財産を差し押さえ、これを換価して、その債権の回収を図ること。

イ 強制執行等によることとなるもの

（ア）債権に付される担保や保証人の保証がある場合には、その担保を実行し、又は保証人に対して債務の履行を請求すること。

（イ）判決や公正証書など債務名義のある債権については、裁判所に対し、強制執行手続の開始の申立てを行うこと。

（ウ）債務名義のない債権については、訴訟手続等によりこれを取得すること。

3 債権の消滅時効

消滅時効期間は、公法上の債権については基本的に5年とされており、私法上の債権については、基本的に10年とされるほか、民法や商法において、これよりも短い消滅時効期間が定められている場合がある。また、公法上の債権は、消滅時効期間の経過により直ちに消滅することとされているが、私法上の債権については、債務者の時効による利益を受ける意思表示（援用）により消滅することとされている。なお、法令の規定による納入の通知及び督促は、時効中断の効力を有することとされている。（自治法236条第4項）ただし、督促をした後再び督促をしても、再び時効を中断することは出来ないと解されており。

監査対象収入金の分類

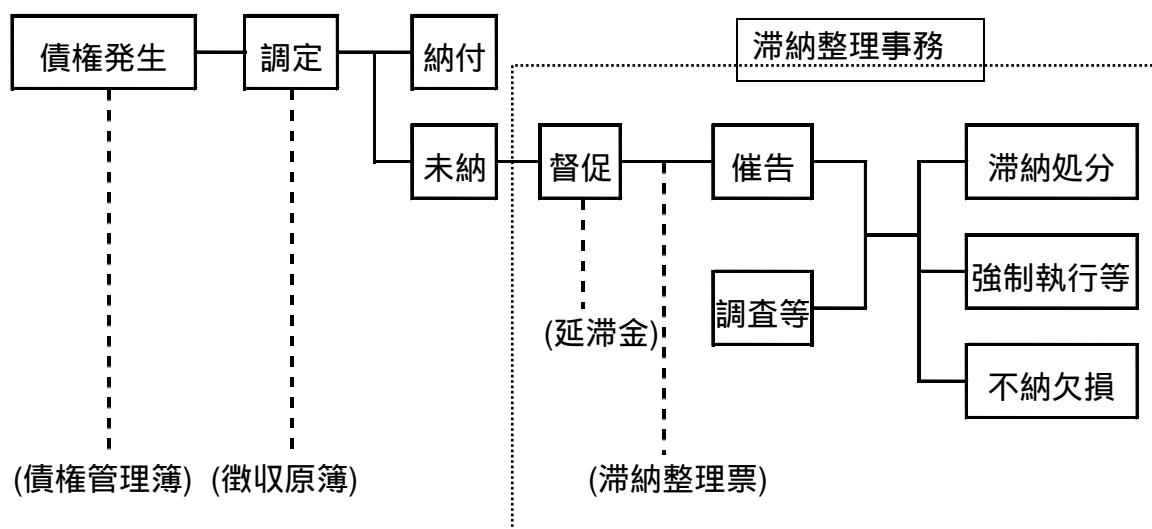
公法上の債権(滞納処分できるもの)	私法上の債権
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税 ・ 国民健康保険税 ・ 介護保険料 ・ 公共下水道使用料 ・ 公共下水道事業受益者負担金 ・ 特定環境保全公共下水道使用料 ・ 特定環境保全公共下水道受益者分担金 ・ 戸別公共浄化槽使用料 ・ 戸別公共浄化槽分担金 ・ 保育所運営費負担金(保育料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の対象となるものはなかった
公法上の債権(民事執行手続きを要するもの)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅使用料 	

債権の徴収事務の区分等

債権の分類	地方公共団体の債権		
	公法上の債権		私法上の債権
	処分や法令の定める一定の事実行為に基づいて発生		契約によって発生
	滞納処分ができるもの	強制執行等をするもの	
	法及び個別法で定める使用料その他の歳入	左記以外の使用料その他の歳入	貸付金、財産収入など
督促	法第231条の3第1項		令第171条
延滞金	延滞金法第231条の3第2項(条例の規定なし)		<不可>
違約金	<不可>		(契約の取決めによる)
滞納処分	法第231条の3第3項 その他個別法の規定	<不可>	
強制執行等	<不可>		令第171条の2
消滅時効	法第236条 (援用は必要ない)		民法第167条 商法第522条など (援用が必要)

「法」は地方自治法を「令」は地方自治法施行令をいう。

< 一般的な徴収事務の流れ >



第4 各収入金の分析及び監査の結果

1 市税・国民健康保険税・介護保険料

(1) 所管部課

総務部 納税課・税務課

(2) 関係法令

地方税法、越前市市税賦課徴収条例・同規則

都市計画税条例、入湯税条例

越前市国民健康保険税条例・同規則、越前市介護保険条例

(3) 債権の性質

公法上の債権(地方税法、または地方税法の例により滞納処分ができる)

(4) 市税等の概要

ア 市税等の徴収率について

市税等の年度別徴収率等の推移

(単位：円・%)

税目	年度	区別	調定額	収入済額	徴収率	14年度比
個人市民税	平成14年度	現年度	3,240,407,400	3,160,782,450	97.5	100.0
		滞納繰越分	338,593,587	40,210,610	11.9	100.0
		合計	3,579,000,987	3,200,993,060	89.4	100.0
	平成15年度	現年度	2,980,655,500	2,913,096,769	97.7	100.2
		滞納繰越分	368,104,885	46,244,732	12.6	105.9
		合計	3,348,760,385	2,959,341,501	88.4	98.9
	平成16年度	現年度	2,843,303,700	2,778,271,632	97.7	100.2
		滞納繰越分	384,797,714	44,121,533	11.5	96.6
		合計	3,228,101,414	2,822,393,165	87.4	97.8
	平成17年度	現年度	2,969,921,600	2,895,866,023	97.5	100.0
		滞納繰越分	387,722,162	48,825,171	12.6	105.9
		合計	3,357,643,762	2,944,691,194	87.7	98.1

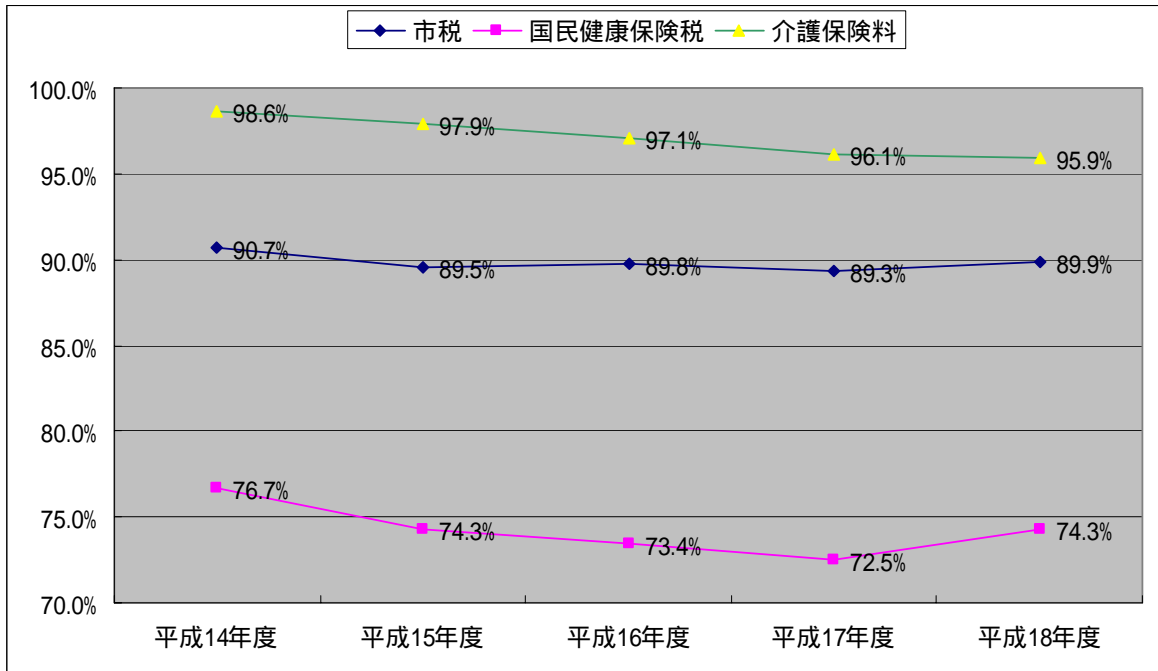
	年度	区別	調定額	収入済額	徴収率	14年度比	
	平成18年度	現年度	3,238,658,700	3,164,344,377	97.7	100.2	
		滞納繰越分	371,189,803	62,328,879	16.8	141.2	
		合計	3,609,848,503	3,226,673,256	89.4	100.0	
法人市民税	平成14年度	現年度	1,201,525,900	1,196,692,800	99.6	100.0	
		滞納繰越分	14,021,887	1,235,450	8.8	100.0	
		合計	1,215,547,787	1,197,928,250	98.6	100.0	
	平成15年度	現年度	1,304,332,300	1,297,487,300	99.5	99.9	
		滞納繰越分	17,739,537	2,209,647	12.5	142.0	
		合計	1,322,071,837	1,299,696,947	98.3	99.7	
	平成16年度	現年度	1,952,613,000	1,946,818,000	99.7	100.1	
		滞納繰越分	21,408,903	6,143,200	28.7	326.1	
		合計	1,974,021,903	1,952,961,200	98.9	100.3	
	平成17年度	現年度	2,119,119,500	2,112,820,900	99.7	100.1	
		滞納繰越分	17,303,500	1,693,539	9.8	111.4	
		合計	2,136,423,000	2,114,514,439	99.0	100.4	
	平成18年度	現年度	2,420,109,000	2,414,575,600	99.8	100.2	
		滞納繰越分	21,908,561	4,592,450	21.0	238.6	
		合計	2,442,017,561	2,419,168,050	99.1	100.5	
	固定資産税	平成14年度	現年度	6,108,808,300	5,875,690,335	96.2	100.0
			滞納繰越分	577,082,501	112,970,566	19.6	100.0
			合計	6,685,890,801	5,988,660,901	89.6	100.0
平成15年度		現年度	5,863,171,100	5,629,954,193	96.0	99.8	
		滞納繰越分	686,652,281	135,075,260	19.7	100.5	
		合計	6,549,823,381	5,765,029,453	88.0	98.2	
平成16年度		現年度	5,831,786,400	5,592,945,424	95.9	99.7	
		滞納繰越分	777,021,894	217,796,848	28.0	142.9	
		合計	6,608,808,294	5,810,742,272	87.9	98.1	
平成17年度		現年度	5,821,717,100	5,597,153,711	96.1	99.9	
		滞納繰越分	794,134,343	140,453,438	17.7	90.3	
		合計	6,615,851,443	5,737,607,149	86.7	96.8	
平成18年度		現年度	5,621,083,400	5,424,132,933	96.5	100.3	
		滞納繰越分	850,455,105	176,579,193	20.8	106.1	
		合計	6,471,538,505	5,600,712,126	86.5	96.5	
交付金		平成14年度	現年度	3,256,600	3,256,600	100.0	100.0
		平成15年度	現年度	3,296,600	3,296,600	100.0	100.0
		平成16年度	現年度	8,228,100	8,228,100	100.0	100.0
	平成17年度	現年度	7,242,800	7,242,800	100.0	100.0	
	平成18年度	現年度	6,518,600	6,518,600	100.0	100.0	

税目	年度	区別	調定額	収入済額	徴収率	14年度比	
軽自動車税	平成14年度	現年度	136,076,600	132,724,900	97.5	100.0	
		滞納繰越分	8,338,850	1,610,450	19.3	100.0	
		合計	144,415,450	134,335,350	93.0	100.0	
	平成15年度	現年度	140,622,400	136,944,500	97.4	99.9	
		滞納繰越分	9,969,400	2,080,200	20.9	108.3	
		合計	150,591,800	139,024,700	92.3	99.2	
	平成16年度	現年度	146,002,600	141,835,100	97.1	99.6	
		滞納繰越分	11,417,100	2,216,750	19.4	100.5	
		合計	157,419,700	144,051,850	91.5	98.4	
	平成17年度	現年度	149,957,000	145,629,850	97.1	99.6	
		滞納繰越分	13,084,800	2,205,500	16.9	87.6	
		合計	163,041,800	147,835,350	90.7	97.5	
	平成18年度	現年度	154,070,300	149,750,752	97.2	99.7	
		滞納繰越分	14,029,100	2,881,950	20.5	106.2	
		合計	168,099,400	152,632,702	90.8	97.6	
	たばこ税	平成14年度	現年度	484,908,717	484,908,717	100.0	100.0
		平成15年度	現年度	489,925,195	489,925,195	100.0	100.0
		平成16年度	現年度	497,518,069	497,518,069	100.0	100.0
平成17年度		現年度	483,748,137	483,748,137	100.0	100.0	
平成18年度		現年度	492,653,495	492,653,495	100.0	100.0	
特別土地保有税	平成14年度	現年度	17,192,800	9,633,500	56.0	100.0	
		滞納繰越分	11,695,200	727,800	6.2	100.0	
		合計	28,888,000	10,361,300	35.9	100.0	
	平成15年度	現年度	0	0			
		滞納繰越分	18,526,700	244,000	1.3	21.0	
		合計	18,526,700	244,000	1.3	3.6	
	平成16年度	現年度	0	0			
		滞納繰越分	18,282,700	165,900	0.9	14.5	
		合計	18,282,700	165,900	0.9	2.5	
	平成17年度	現年度	0	0			
		滞納繰越分	18,116,800	2,044,500	11.3	182.3	
		合計	18,116,800	2,044,500	11.3	31.5	
	平成18年度	現年度	0	0			
		滞納繰越分	16,072,300	0	0.0	0.0	
		合計	16,072,300	0	0.0	0.0	

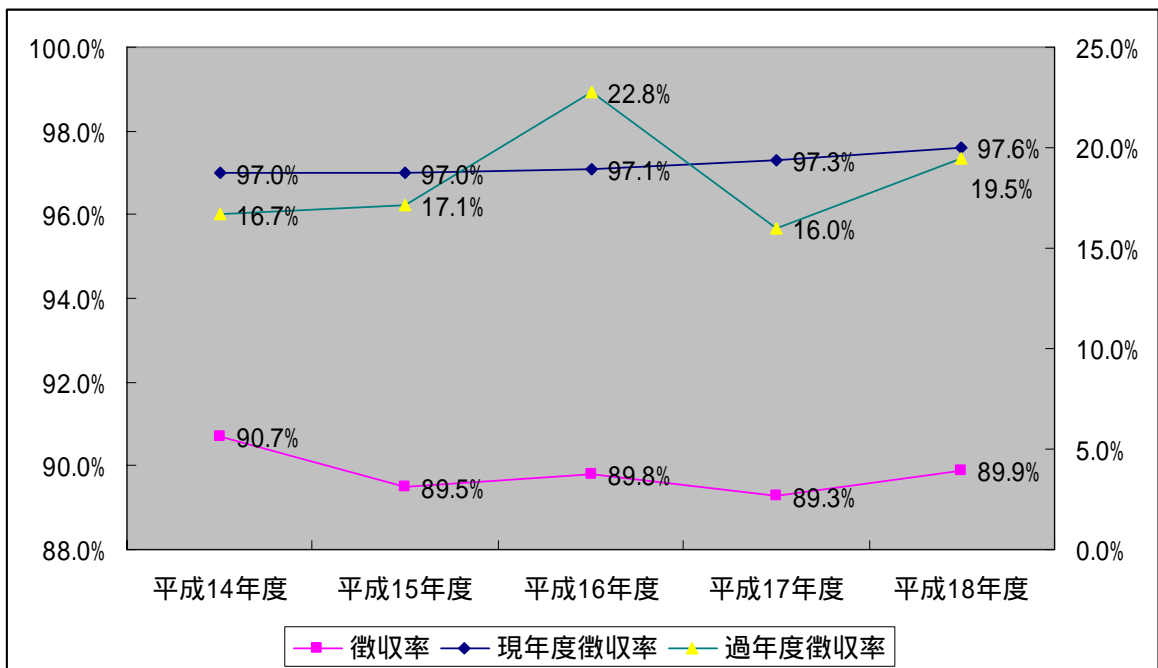
税目	年度	区別	調定額	収入済額	徴収率	14年度比	
入湯税	平成14年度	現年度	27,164,850	27,164,850	100.0	100.0	
	平成15年度	現年度	26,139,450	26,139,450	100.0	100.0	
	平成16年度	現年度	25,272,450	25,272,450	100.0	100.0	
	平成17年度	現年度	24,762,600	24,762,600	100.0	100.0	
	平成18年度	現年度	24,073,200	24,073,200	100.0	100.0	
都市計画税	平成14年度	現年度	708,124,300	679,407,285	95.9	100.0	
		滞納繰越分	70,570,168	13,583,220	19.2	100.0	
		合計	778,694,468	692,990,505	89.0	100.0	
	平成15年度	現年度	685,771,000	655,771,807	95.6	99.7	
		滞納繰越分	85,659,332	16,568,808	19.3	100.5	
		合計	771,430,332	672,340,615	87.2	98.0	
	平成16年度	現年度	693,309,500	663,466,115	95.7	99.8	
		滞納繰越分	98,692,456	28,406,749	28.8	150.0	
		合計	792,001,956	691,872,864	87.4	98.2	
	平成17年度	現年度	698,495,400	671,552,062	96.1	100.2	
		滞納繰越分	99,609,996	17,617,380	17.7	92.2	
		合計	798,105,396	689,169,442	86.4	97.1	
	平成18年度	現年度	667,028,100	643,656,895	96.5	100.6	
		滞納繰越分	105,454,221	21,895,360	20.8	108.3	
		合計	772,482,321	665,552,255	86.2	96.9	
	市税合計	平成14年度	現年度	11,927,465,467	11,570,261,437	97.0	100.0
			滞納繰越分	1,020,302,193	170,338,096	16.7	100.0
			合計	12,947,767,660	11,740,599,533	90.7	100.0
		平成15年度	現年度	11,493,913,545	11,152,615,814	97.0	100.0
			滞納繰越分	1,186,652,135	202,422,647	17.1	102.4
			合計	12,680,565,680	11,355,038,461	89.5	98.7
平成16年度		現年度	11,998,033,819	11,654,354,890	97.1	100.1	
		滞納繰越分	1,311,620,767	298,850,980	22.8	136.5	
		合計	13,309,654,586	11,953,205,870	89.8	99.0	
平成17年度		現年度	12,274,964,137	11,938,776,083	97.3	100.3	
		滞納繰越分	1,329,971,601	212,839,528	16.0	95.8	
		合計	13,604,935,738	12,151,615,611	89.3	98.5	
平成18年度		現年度	12,624,194,795	12,319,705,852	97.6	100.6	
		滞納繰越分	1,379,109,090	268,277,832	19.5	116.8	
		合計	14,003,303,885	12,587,983,684	89.9	99.1	

税目	年度	区別	調定額	収入済額	徴収率	14年度比
国民健康保険税	平成14年度	現年度	2,328,946,200	2,157,706,963	92.6	100.0
		滞納繰越分	595,271,990	84,392,061	14.2	100.0
		合計	2,924,218,190	2,242,099,024	76.7	100.0
	平成15年度	現年度	2,256,310,000	2,087,180,770	92.5	99.9
		滞納繰越分	672,531,726	88,279,646	13.1	92.3
		合計	2,928,841,726	2,175,460,416	74.3	96.9
	平成16年度	現年度	2,263,323,200	2,097,628,407	92.7	100.1
		滞納繰越分	742,486,804	109,123,524	14.7	103.5
		合計	3,005,810,004	2,206,751,931	73.4	95.7
	平成17年度	現年度	2,247,560,100	2,082,191,791	92.6	100.0
		滞納繰越分	777,430,003	110,074,846	14.2	100.0
		合計	3,024,990,103	2,192,266,637	72.5	94.5
	平成18年度	現年度	2,376,344,000	2,211,508,255	93.1	100.5
		滞納繰越分	773,323,493	130,194,709	16.8	118.3
		合計	3,149,667,493	2,341,702,964	74.3	96.9
介護保険料	平成14年度	現年度	716,936,940	710,501,640	99.1	100.0
		滞納繰越分	5,368,664	1,417,427	26.4	100.0
		合計	722,305,604	711,919,067	98.6	100.0
	平成15年度	現年度	798,585,780	790,016,240	98.9	99.8
		滞納繰越分	10,547,487	2,391,340	22.7	86.0
		合計	809,133,267	792,407,580	97.9	99.3
	平成16年度	現年度	803,839,510	794,478,070	98.8	99.7
		滞納繰越分	16,817,577	2,587,730	15.4	58.3
		合計	820,657,087	797,065,800	97.1	98.5
	平成17年度	現年度	813,151,440	802,932,570	98.7	99.6
		滞納繰越分	23,701,557	1,656,710	7.0	26.5
		合計	836,852,997	804,589,280	96.1	97.5
	平成18年度	現年度	987,601,480	975,547,400	98.8	99.7
		滞納繰越分	32,807,357	3,349,720	10.2	38.6
		合計	1,020,408,837	978,897,120	95.9	97.3

年度別徴収率の推移



年度別市税の現年度分・過年度分別徴収率の推移



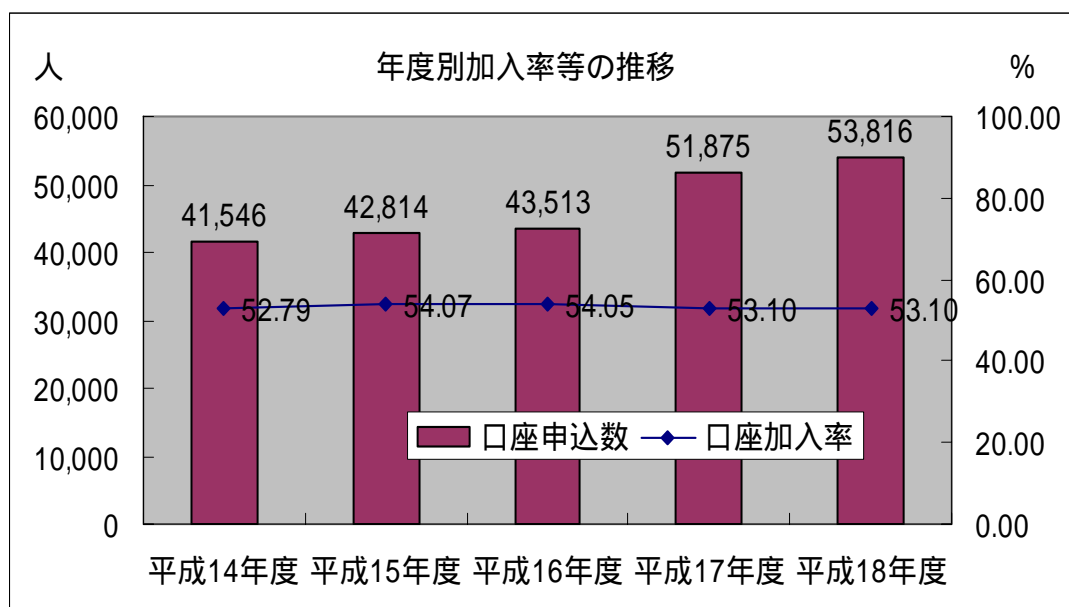
14～18年度における市税の徴収率は、90.7%、89.5%、89.8%、89.3%、89.9%とほぼ90.0%前後を推移しているが、平成14年度を基準として比較すると0.8ポイント減少している。しかし、現年度徴収率は微増ながら上昇を続けているし、過年度徴収率は14年度を基準にすると2.8ポイント上昇している。国民健康保険税の徴収率は、76.7%、74.3%、73.4%、72.5%、74.3%と推移しており、14年度を基準にすると2.4ポイント減少している。介護保険料の徴収率は98.6%、97.9%、97.1%、96.1%、95.9%と年々減少しており、14年度を基準にすると2.7ポイント減少している。

(イ) 市税等の口座振替加入率の推移

(単位：件・%)

年度	区分	個人市民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	計
14 年 度	課税件数	14,066	26,878	24,514	11,630	1,617	78,705
	口座申込数	6,455	17,042	11,414	5,912	723	41,546
	口座加入率	45.89	63.41	46.56	50.83	44.71	52.79
15 年 度	課税件数	13,492	26,981	25,045	12,114	1,555	79,187
	口座申込数	6,126	17,086	11,305	7,520	777	42,814
	口座加入率	45.40	63.33	45.14	62.08	49.97	54.07
16 年 度	課税件数	13,406	27,256	25,949	12,333	1,555	80,499
	口座申込数	6,097	17,198	11,647	7,796	775	43,513
	口座加入率	45.48	63.10	44.88	63.21	49.84	54.05
17 年 度	課税件数	17,268	32,436	31,362	14,797	1,826	97,689
	口座申込数	7,619	20,222	13,740	9,423	871	51,875
	口座加入率	44.12	62.34	43.81	63.68	47.70	53.10
18 年 度	課税件数	21,231	32,282	31,658	14,674	1,498	101,343
	口座申込数	9,572	20,312	13,843	9,641	448	53,816
	口座加入率	45.09	62.92	43.73	65.70	29.91	53.10

(平成14年度から平成16年度については旧武生市のみ)



(平成14年度から平成16年度については旧武生市のみ)

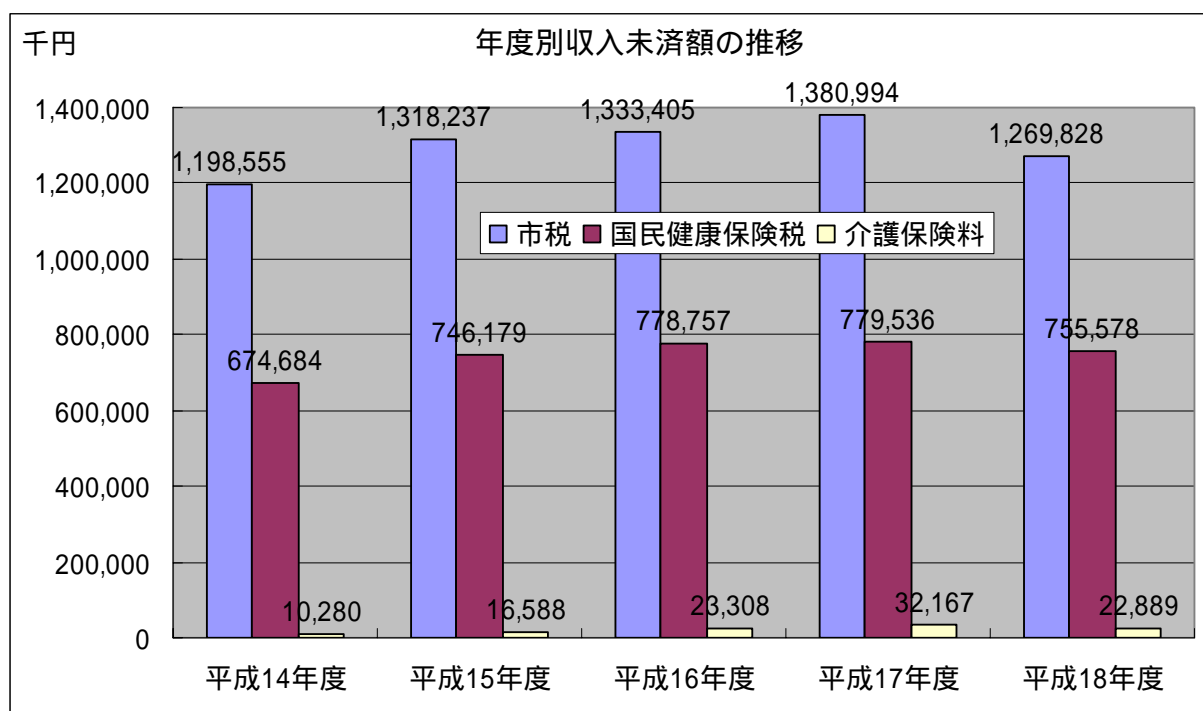
口座振替の加入申込数については毎年着実に増加傾向にあるものの、課税件数に対する口座振替申込の加入率については52%台から54%台とほぼ半分の割合で推移している。

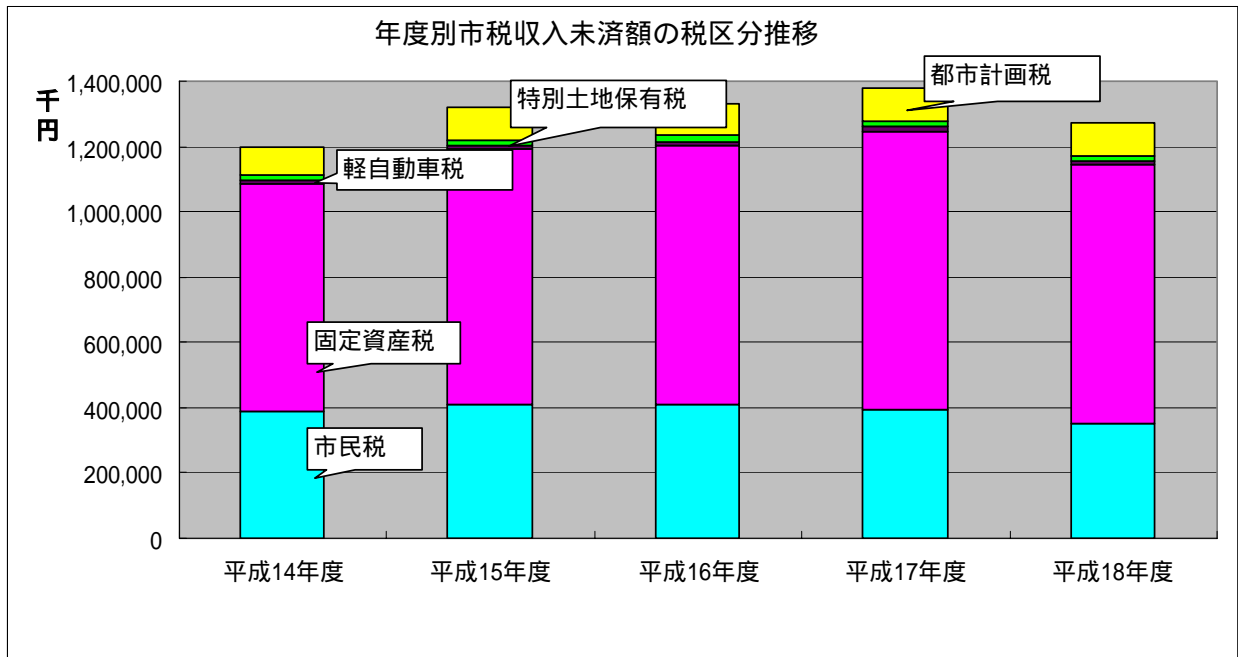
(ウ) 収入未済額の状況

(単位：円・%)

税目		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
個人市民税	件数	7,065	8,542	7,909	7,630	7,241
	税額	370,692,553	385,456,199	390,558,267	373,204,516	333,837,874
法人市民税	件数	194	261	128	295	250
	税額	17,619,537	22,374,890	18,074,800	21,908,561	17,716,050
固定資産税	件数	4,133	4,945	5,401	5,506	5,506
	税額	696,194,129	782,010,297	794,093,772	850,346,901	791,175,563
軽自動車税	件数	2,528	3,028	3,316	3,394	3,249
	税額	9,952,500	11,389,300	12,962,850	14,019,850	13,944,698
特別土地保有税	件数	23	17	20	19	19
	税額	18,526,700	18,282,700	18,116,800	16,072,300	16,072,300
都市計画税	件数	3,903	4,421	4,826	5,506	5,506
	税額	85,569,534	98,723,903	99,598,717	105,441,475	97,081,385
市税計	件数	17,846	21,214	21,600	22,350	21,771
	税額	1,198,554,953	1,318,237,289	1,333,405,206	1,380,993,603	1,269,827,870
国民健康保険税	件数	6,115	7,077	7,545	7,172	6,945
	税額	674,683,876	746,179,154	778,757,353	779,536,343	755,578,495
介護保険料	件数	2,060	807	1,204	1,111	760
	税額	10,279,797	16,588,087	23,307,977	32,166,517	22,889,040
市税等合計	件数	26,021	29,098	29,349	30,633	29,476
	税額	1,883,518,626	2,081,004,530	2,135,470,536	2,192,696,463	2,048,295,405

(1の204については、旧今立町のみの数値となっている。)





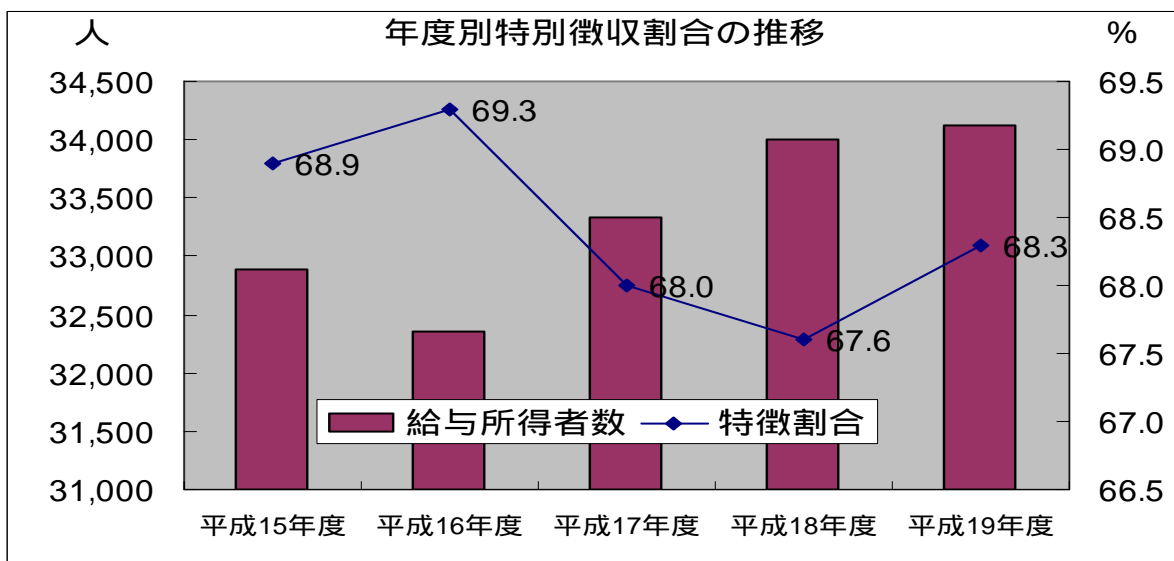
収入未済額の状況としては、14年度から17年度までは毎年増加傾向にあったが、18年度において減少していることがわかる。市税の収入未済額の税目内訳をみると、固定資産税が約6割、市民税が約3割、都市計画税ほかで約1割となっている。

(工) 特別徴収割合の推移

(単位：人・%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
給与所得者数	32,880	32,354	33,330	34,008	34,128
特別徴収者数	22,659	22,429	22,666	22,974	23,304
普通徴収者数	10,221	9,925	10,664	11,034	10,824
特徴割合	68.9	69.3	68.0	67.6	68.3

(毎年度7月1日現在の数となっている。)



特別徴収割合の状況としては、16年度から18年度までは減少傾向にあったが、19年度において増加していることがわかる。特別徴収課税者も18年度から19年度にかけて330人増加している。これは、18年度において小規模事業所を中心に訪問して特別徴収協力依頼を積極的に推進した結果だと考えられるため、今後も引き続き特別徴収に移行するよう不断の努力が必要となる。

(オ) 財産等の差押状況

(単位：件・円)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
電話加入権	件数	0	0	0	0	0	
	税額	0	0	0	0	0	
不動産	件数	0	0	0	1	16	
	税額	0	0	0	412,200	90,370,478	
動産	件数	0	0	0	0	0	
	税額	0	0	0	0	0	
債権	給与	件数	0	0	0	11	
		税額	0	0	0	887,800	
	預金	件数	0	0	5	16	101
		税額	0	0	6,494,449	2,556,257	5,113,323
	所得税還付金	件数	54	47	86	123	61
		税額	2,934,193	3,032,062	6,203,498	8,977,323	8,033,955
	その他債権	件数	0	0	0	0	1
		税額	0	0	0	0	1,365,278
合計	件数	54	47	91	140	190	
	税額	2,934,193	3,032,062	12,697,947	11,945,780	105,770,834	

財産の差押状況は、16・17年度の合計金額が1,000万円台までの差押でありましたが、18年度については不動産差押等を積極的に実施し、総額1億円台の差押額となっている。

しかし、公売公告及び公売実績の状況は、過去5年間一度も実施されていなかった。悪質な滞納者に対する不動産及び動産の公売については、今後はインターネットによる公売等も積極的に活用しながら、専門的な知識ノウハウを蓄積され公売の実績に繋げていくことを期待する。

(カ) 交付要求の状況

(単位：千円)

年度	交付要求額 A	配当額 B	取下等金額 C	配当率(金額) B / (A-C)
平成14年度	170,019	11,613	14,940	7.5%
平成15年度	127,206	89,460	22,204	85.2%
平成16年度	36,240	7,891	612	22.1%
平成17年度	53,953	9,208	4,928	18.8%
平成18年度	73,203	375	23,891	0.8%

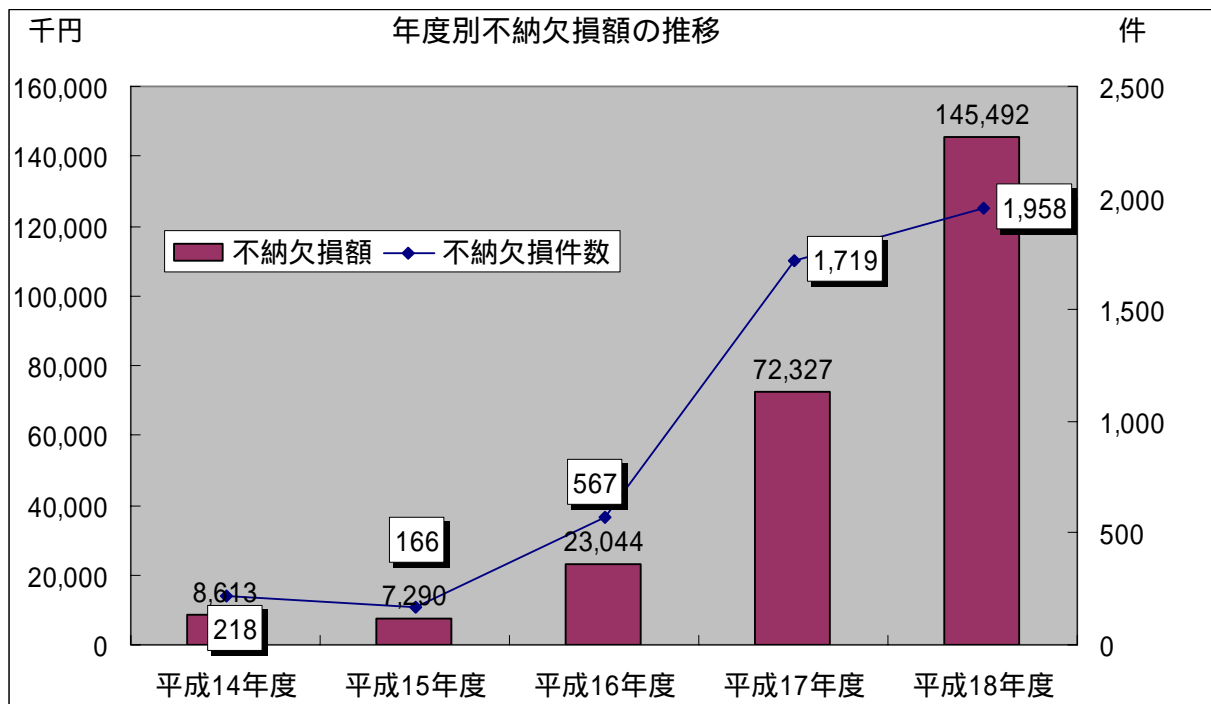
交付要求は、徴収機関が自ら行う滞納処分ではなく、他の執行機関の強制執行に参加してその換価代金から配当を受けて税を徴収する手続であり、強制換価手続が行われた場合に、当該執行機関に対して行うものである。交付要求した後、即座に配当があることは稀ですが、過去5年間の中で15年度については85.2%と最も高い配当率となっている。今後とも、裁判所からの通知があった時には、すみやかに交付要求書を提出し、債権を確保するために、適切な事務処理が求められる。

(キ) 不納欠損処分の状況

(単位：件・円)

税目		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
個人市民税	件数	154	98	368	1,004	1,108
	税額	7,315,374	3,962,685	15,149,982	39,748,052	49,337,373
法人市民税	件数	0	0	39	0	77
	税額	0	0	2,985,903	0	5,133,461
固定資産税	件数	26	28	49	372	372
	税額	1,035,771	2,783,631	3,972,250	27,897,393	79,650,816
軽自動車税	件数	38	40	111	343	401
	税額	127,600	177,800	405,000	1,186,600	1,522,000
特別土地保有税	件数	0	0	0	0	0
	税額	0	0	0	0	0
都市計画税	件数					
	税額	134,429	365,814	530,375	3,494,479	9,848,681
市税計	件数	218	166	567	1,719	1,958
	税額	8,613,174	7,289,930	23,043,510	72,326,524	145,492,331
国民健康保険税	件数	168	118	335	641	618
	税額	7,435,290	7,202,156	20,300,720	53,187,123	52,386,034
介護保険料	件数	366	45	79	4	664
	税額	106,740	137,600	283,310	97,200	18,622,677
市税等合計	件数	752	329	981	2,364	3,240
	税額	16,155,204	14,629,686	43,627,540	125,610,847	216,501,042

都市計画税の不納欠損件数は、把握されていなかった。



税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合、時効により消滅するが（地方税法第18条）、差押等の滞納処分を行うことで時効が中断し、その中断事由が終了した日の翌日から改めて5年間の消滅時効が進行する。

市税等については、第1期納期限の翌日から時効が進行するが、督促状の発送により期別ごとに時効が中断する。（自治法236条第4項）ただし、督促をした後再び督促をしても、再び時効を中断することは出来ないと解されております。

また、滞納者の所在や収入状況、不動産や預金など財産の実態調査に基づき、滞納処分する財産がないもの、滞納処分することにより、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるもの、

その所在及び滞納処分することのできる財産がともに不明であるもの、これらのいずれかに該当する場合は、随時滞納処分の執行を停止することとされ、執行停止が3年間続いた場合には納付義務が消滅することとなっている。ただし、解散法人、廃業で再開見込みのない法人、限定承認をした相続人の財産について、差し押さえる財産がない場合など将来的にも徴収不納が明らかな場合は、直ちに徴収義務が消滅する。

不納欠損処分額は年々増加傾向にあり、16年度の23,044千円から17年度は72,327千円(3.14倍)になり、さらに18年度は145,492千円(17年度の2.01倍)と近年は驚異的な拡大傾向にある。18年度の不納欠損額145,492千円のうち最も多かったのは固定資産税の79,650千円で次いで個人市民税49,337千円、都市計画税9,848千円と続いており、不納欠損処分に至るまで放置せず迅速な対応が求められる。

(ク) 不納欠損処分理由の状況

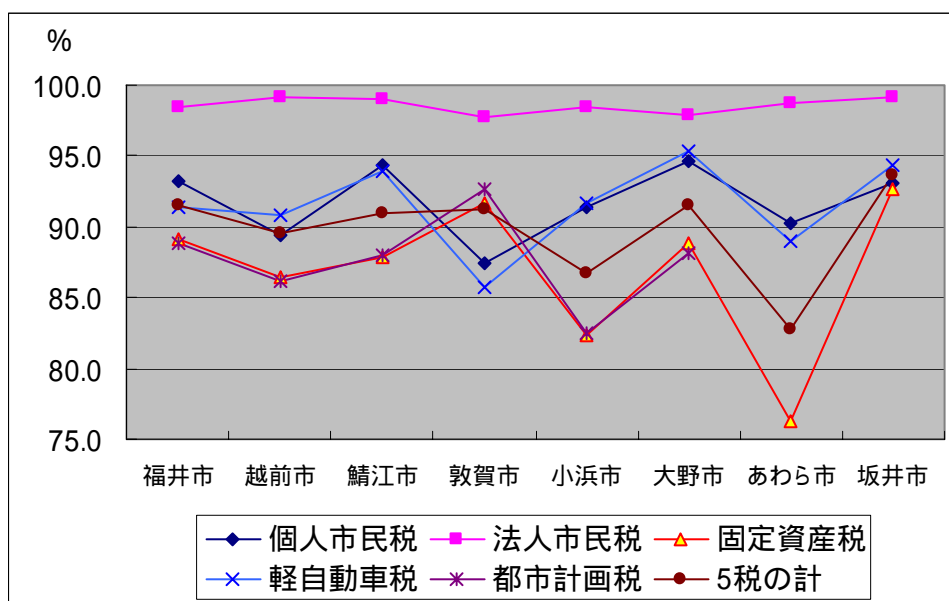
			市税（県民税も含む）		国民健康保険税		介護保険料	
			17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
執行停止後三年経過	滞納処分する財産が無いもの	件数	20	10	11	10		
		金額	367,602	204,300	692,400	355,100		
	滞納処分する事により著しく生活逼迫する恐れあるもの	件数						
		金額						
	その所在及び滞納処分できる財産が不明であるもの	件数	195	216	61	61		
		金額	9,955,300	8,752,180	4,308,700	3,444,850		
法人解散、破産したもの	件数	12	100					
	金額	8,356,000	64,196,067					
相続放棄、死亡により相続人不明	件数	7	98	11	43			
	金額	210,100	3,305,440	698,950	3,623,682			
出国により行方不明	件数	68	304	4	47	4		
	金額	4,001,520	16,605,430	290,000	3,377,010	97,200		
時効完成	件数	1,417	1,230	554	457		664	
	金額	66,550,683	73,906,232	47,197,073	41,585,392		18,622,677	
合計	件数	1,719	1,958	641	618	4	664	
	金額	89,441,205	166,969,649	53,187,123	52,386,034	97,200	18,622,677	

不納欠損状況を理由別に見ると、市税・国民健康保険税・介護保険料とも時効完成による不納欠損が最も多くなっている。市税で時効完成以外の理由を挙げると、法人解散、破産という理由が多いのは、近年の景気動向の低迷が起因しており、また、出国による行方不明という理由が多いのも、外国人労働者を派遣雇用する企業立地が集中していることが起因しているものと考えられる。

(ケ) 県内各市の徴収率状況

(単位：%)

	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	都市計画税	5税の計
福井市	93.2	98.5	89.1	91.4	88.9	91.5
越前市	89.4	99.1	86.5	90.8	86.2	89.6
鯖江市	94.4	99.0	87.9	93.9	88.0	90.9
敦賀市	87.4	97.8	91.7	85.7	92.7	91.3
小浜市	91.4	98.5	82.4	91.6	82.5	86.7
大野市	94.7	97.9	88.9	95.4	88.2	91.5
あわら市	90.2	98.7	76.3	89.0		82.7
坂井市	93.1	99.2	92.6	94.3		93.6
勝山市	89.9	11.0	50.5	95.7	50.6	39.3



勝山市が他市と比較して極端に低いのは、大口納税者の倒産による特殊事情が起因しているため、グラフから除外した。あわら市と坂井市については、都市計画税が賦課されていないため、4税の合計による徴収率となっている。よく横比較されやすい鯖江市・敦賀市と比べるとやや低い状態にある。これは、個人市民税・固定資産税・都市計画税の徴収率が低いことが起因していると考えられる。

(コ) 将来的な削減目標設定の状況

市税	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
現年度徴収率(%)	97.20	97.40	97.60	97.80	98.00
滞納分徴収率(%)	19.00	19.25	19.50	19.75	20.00

国民健康保険税	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
現年度徴収率(%)	92.30	92.50	92.70	92.90	93.10
滞納分徴収率(%)	14.70	14.90	15.10	15.30	15.50

市税等の18年度末収入未済額は、市税12億6,982万円、国民健康保険税7億5,557万円、介護保険料2,288万円を併せて総額20億4,829万円となっている。17年度から中長期計画を設定して、目標管理を行いながら毎年計画の見直しを図るようにしたことは評価できるため、今後とも着実に滞納額削減に向けて鋭意努力されることを期待する。

(5) 市税・国民健康保険税・介護保険料の監査結果

今回の監査は、1,000万円以上の市税等の収入未済金を対象として、次の3つの着眼点に基づいて監査を実施した。

- (1) 収入未済対策は、的確な目標設定のもとに行われているか
- (2) 滞納整理事務は、公正かつ適正に処理されているか
- (3) 収入未済を発生させないための取組みは効果的なものとなっているか

【徴収率推移】

過去5年間の市税の徴収率をみると、90.7%、89.5%、89.8%、89.3%、89.9%となっており、14年度を基準にすると0.8ポイント減少している。国民健康保険税の徴収率は76.7%、74.3%、73.4%、72.5%、74.3%となっており、14年度を基準にすると2.4ポイント減少している。介護保険料の徴収率は98.6%、97.9%、97.1%、96.1%、95.9%と年々減少傾向にあり、14年度を基準にすると2.7ポイント減少している。市税の現年度徴収率は97.0%、97.0%、97.1%、97.3%、97.6%と年々微増しているものの、過年度徴収率は16.7%、17.1%、22.8%、16.0%、19.5%と17年度に大きく下げたが18年度には持ち直している。今後とも、「滞納は元から断つ」というスローガン目標を掲げるなかで、特に現年度分に着目して更なる徴収率向上を目指して努力されたい。

【口座振替加入率の推移】

14年度から16年度については旧武生市の数値のみの報告になっているが、口座振替の加入申込数については、年々増加している。また、口座振替加入率についても、52%台から54%台とほぼ半分の割合で推移している。口座振替制度の普及によって、確実な期限内納付が確保されることから、滞納者の減少はもとより滞納整理に係る労力が省力化されて、徴収率の向上と徴収コストの軽減を同時に図ることができるため、今後とも、加入推進に向けた普及啓発を積極的に取り組まれたい。

【収入未済額の状況】

市税等の収入未済額の推移をみると、平成14年度から17年度にかけては、毎年右肩上がり傾向で上昇を続けていたが、18年度においては収入未済額を減少させている。これは、中長期の削減目標計画を設定し、特別徴収対策本部を設置するなどの組織強化対策を図ったことや、多額の不納欠損処分を実施した結果、市税で1億1,116万円、国民健康保険税で2,395万円、介護保険料で927万円の削減となったものである。今後は、中長期計画を着実に実施し、収入未済額の動向を注意深く監視しながら、不納欠損処分を極力抑制する中で、滞納額縮減に向けて鋭意努力されたい。

個人市民税の滞納対策の方策として、普通徴収事業者から特別徴収事業者への移行促進が最も有効な特効薬だと考えられる。そのため、事業者から特別徴収に移行できない正当な理由書の提出を求めたり、制度説明を直接事業主と対話を繰り返すなどして、特別徴収推進に向けた取組強化を実施されることを要望する。

固定資産税・都市計画税については、財産税としての性格の観点からすると、直接その財産を差押する滞納処分を速やかに実施する必要があると考えているので、この債権については、状況により機械的に事務対応が行えるようマニュアルなどを作成し積極的に、差押件数・公売件数等を着実に増やしていくよう努力されたい。

【滞納整理事務について】

- 1 平成 18 年度の督促状発送状況は、50,498 件であり、対前年比較で 3,261 件の増加となっていた。督促状送付に係る経費節減のためにも期限内納付の指導を強化されたい。なお、本税が納期までに納付されない場合、延滞金の確実な徴収に努めるとともに、延滞金を支払う義務があるということを広報紙等により市民に周知することで滞納の防止、徴収率の向上に努められたい。
- 2 滞納処分に際しては、滞納が発生した原因、周辺環境等によって、とるべき対応が異なるものと考えられる。例えば、滞納発生の原因がリストラや失業等に起因するものであれば、滞納額が多額となる前に税額の確保に尽力するなど早期に対策を講じ、また分割納付を徹底させるといった対応を行い、納税者の怠慢等による悪意に起因するものであれば、直ちに資産処分による整理を徹底させるといった対応が必要であると思われる。このように、滞納案件の整理を進めるには、各担当者の能力（知識、経験、判断）によるところが大きいと、徴収手続きを具体的に記載した「滞納徴収マニュアル」を整備する必要があると考えるが、監査時において「滞納徴収マニュアル」等の整備はされていなかった。法律による定めのもと、徴収事務が執行され、且つ案件ごとの複雑さ故に作成の難しさがあることは理解するが、本市における滞納処分を効率的に実施する視点に立って、早期に整備されることを要望する。
- 3 不納欠損処分状況をみると、毎年確実に上昇傾向にあり、特に 16 年度から 18 年度にかけては急上昇カーブとなっている。長引く不況による会社倒産、生活困窮等の事由により、処分する財産が無く執行停止が行われたものについては、やむを得ないと思われる。しかし、消滅時効による不納欠損理由が大半を占めている実態は、市税の負担の公平性の確保及び市政の健全な安定的財源の確保の観点からも、善良な納税者の納付意識の減退に繋がりがねないため、滞納処分の推進や納付誓約の徴取など、より一層不納欠損額の縮小に向けた取組みを強化されたい。

2 公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る使用料、負担金及び分担金

(1) 公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る収入金の概要

ア 公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る収入金の種類

- (ア) 公共下水道使用料
- (イ) 公共下水道事業受益者負担金
- (ウ) 特定環境保全公共下水道使用料
- (エ) 特定環境保全公共下水道受益者分担金
- (オ) 戸別公共浄化槽使用料
- (カ) 戸別公共浄化槽分担金
- (キ) 実費徴収金
- (ク) 受託工事収入

上記8種類のうち(キ)実費徴収金、(ク)受託工事収入を除いた各使用料、負担金、分担金について監査を行った。

イ 関係法令

- (ア) 地方自治法 (特定環境保全公共下水道事業)
- (イ) 都市計画法 (公共下水道事業)
- (ウ) 国税徴収法
- (エ) 越前市下水道条例 (公共下水道使用料)
- (オ) 越前市公共下水道事業受益者負担に関する条例
(公共下水道事業受益者負担金)
- (カ) 越前市公共下水道事業受益者分担金に関する条例
(特定環境保全公共下水道受益者分担金)
- (キ) 越前市戸別公共浄化槽の整備に関する条例
(戸別公共浄化槽使用料・分担金)

ウ 徴収の事務分掌

水道部

下水道課

- ・下水道受益者負担金及び受益者分担金の賦課徴収に関すること
- ・下水道使用料の賦課及び徴収に関すること。

料金課

- ・使用料の徴収に関すること。

エ 収入未済額の状況

公共下水道使用料・公共下水道事業受益者負担金、特定環境保全公共下水道使用料・特定環境保全公共下水道受益者分担金、戸別公共浄化槽使用料・戸別公共浄化槽分担金(以下「収入金」という。)を合計した収入額、徴収率及び収入未済額の年度推移は、次の(表1)のとおりである。

才 種類別徴収率と収入未済額の状況

(表1) 種類別徴収率と収入未済額の状況

(単位：円・%)

種類	年度	区分	調定額	収入額	徴収率	不納欠損額	収入未済額
公共下水道・戸別公共浄化槽事業の合計	14年度	合計	493,855,402	464,208,631	94.0%	972,157	28,674,614
		現年分	463,271,359	452,098,885	97.6%	0	11,172,474
		滞納繰越分	30,584,043	12,109,746	39.6%	972,157	17,502,140
	15年度	合計	488,113,169	457,063,122	93.6%	569,231	30,480,816
		現年分	460,312,282	445,436,094	96.8%	0	14,876,188
		滞納繰越分	27,800,887	11,627,028	41.8%	569,231	15,604,628
	16年度	合計	671,431,935	639,033,029	95.2%	628,689	31,770,217
		現年分	636,705,777	622,557,636	97.8%	0	14,148,141
		滞納繰越分	34,726,158	16,475,393	47.4%	628,689	17,622,076
	17年度	合計	779,348,912	737,682,566	94.7%	1,308,415	40,357,931
		現年分	745,623,772	724,078,957	97.1%	0	21,544,815
		滞納繰越分	33,725,140	13,603,609	40.3%	1,308,415	18,813,116
18年度	合計	760,600,065	720,862,790	94.8%	2,292,855	37,444,420	
	現年税分	719,105,710	702,015,240	97.6%	0	17,090,470	
	滞納繰越分	41,494,355	18,847,550	45.4%	2,292,855	20,353,950	
公共下水道使用料	14年度	合計	365,315,118	354,645,146	97.1%	495,287	10,174,685
		現年分	352,790,138	347,669,933	98.5%	0	5,120,205
		滞納繰越分	12,524,980	6,975,213	55.7%	495,287	5,054,480
	15年度	合計	364,792,663	353,479,306	96.9%	569,231	10,744,126
		現年分	355,703,130	346,976,680	97.5%	0	8,726,450
		滞納繰越分	9,089,533	6,502,626	71.5%	569,231	2,017,676
	16年度	合計	510,429,970	500,645,653	98.1%	476,659	9,307,658
		現年分	495,210,384	488,101,666	98.6%	0	7,108,718
		滞納繰越分	15,219,586	12,543,987	82.4%	476,659	2,198,940
	17年度	合計	609,263,365	596,111,256	97.8%	943,795	12,208,314
		現年分	597,685,371	587,071,627	98.2%	0	10,613,744
		滞納繰越分	11,577,994	9,039,629	78.1%	943,795	1,594,570
	18年度	合計	561,636,432	548,606,845	97.7%	425,569	12,604,018
		現年分	548,117,166	537,674,736	98.1%	0	10,442,430
		滞納繰越分	13,519,266	10,932,109	80.9%	425,569	2,161,588

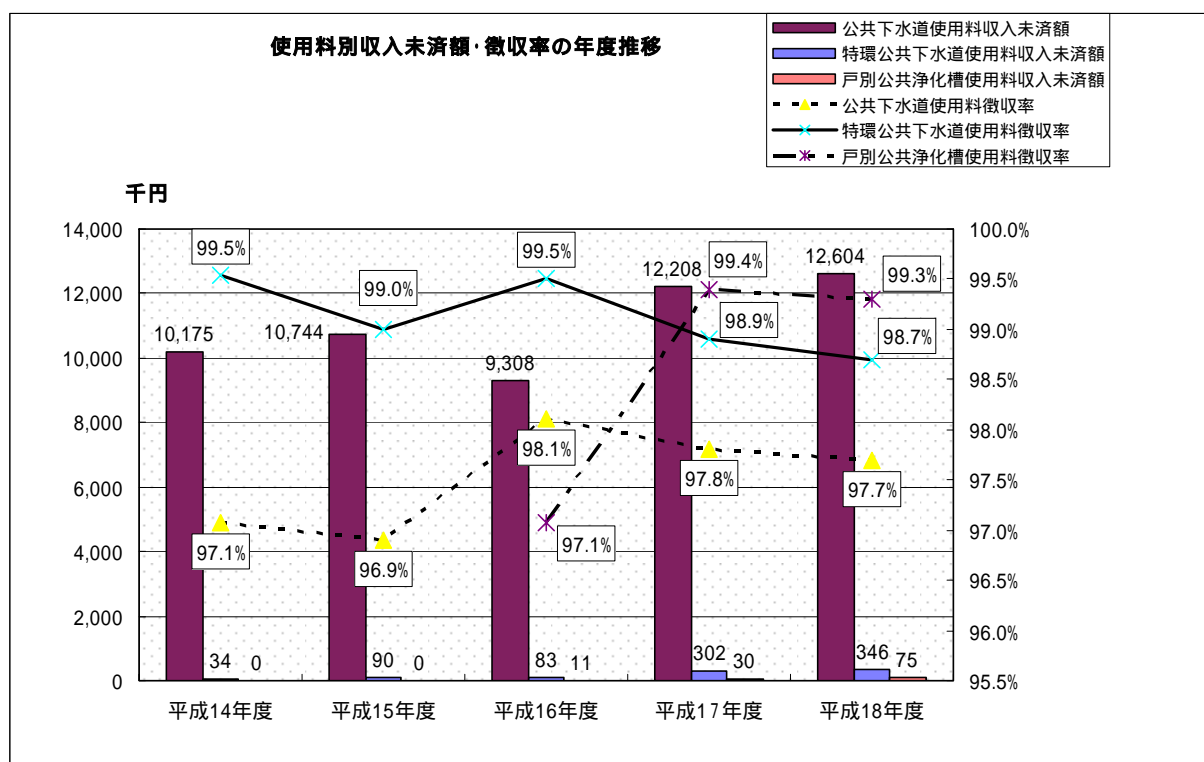
種類	年度	区分	調定額	収入額	徴収率	不納欠損額	収入未済額
公共下水道事業受益者負担金	14年度	合計	105,478,150	89,722,370	85.1%	476,870	15,278,910
		現年分	90,982,170	85,890,610	94.4%	0	5,091,560
		滞納繰越分	14,495,980	3,831,760	26.4%	476,870	10,187,350
	15年度	合計	102,426,590	86,000,060	84.0%	0	16,426,530
		現年分	87,019,490	81,602,120	93.8%	0	5,417,370
		滞納繰越分	15,407,100	4,397,940	28.5%	0	11,009,160
	16年度	合計	117,760,480	99,130,550	84.2%	152,030	18,477,900
		現年分	101,625,350	95,656,140	94.1%	0	5,969,210
		滞納繰越分	16,135,130	3,474,410	21.5%	152,030	12,508,690
	17年度	合計	122,877,710	99,448,030	80.9%	364,620	23,065,060
		現年分	104,489,410	95,632,910	91.5%	0	8,856,500
		滞納繰越分	18,388,300	3,815,120	20.7%	364,620	14,208,560
	18年度	合計	120,711,300	99,428,880	82.4%	751,730	20,530,690
		現年分	97,992,250	93,709,170	95.6%	0	4,283,080
		滞納繰越分	22,719,050	5,719,710	25.2%	751,730	16,247,610
特定環境保全公共下水道使用料	14年度	合計	7,475,174	7,441,265	99.5%	0	33,909
		現年分	7,429,741	7,395,832	99.5%	0	33,909
		滞納繰越分	45,433	45,433	100.0%	0	0
	15年度	合計	9,233,856	9,144,052	99.0%	0	89,804
		現年分	9,166,312	9,106,474	99.3%	0	59,838
		滞納繰越分	67,544	37,578	55.6%	0	29,966
	16年度	合計	18,405,173	18,322,206	99.5%	0	82,967
		現年分	18,254,087	18,171,120	99.5%	0	82,967
		滞納繰越分	151,086	151,086	100.0%	0	0
	17年度	合計	27,643,570	27,341,539	98.9%	0	302,031
		現年分	27,521,506	27,219,475	98.9%	0	302,031
		滞納繰越分	122,064	122,064	100.0%	0	0
	18年度	合計	27,152,194	26,805,722	98.7%	0	346,472
		現年分	26,678,681	26,352,371	98.8%	0	326,310
		滞納繰越分	473,513	453,351	95.7%	0	20,162

種類	年度	区分	調定額	収入額	徴収率	不納欠損額	収入未済額
特定環境保全公共下水道受益者分担金	14年度	合計	15,586,960	12,399,850	79.6%	0	3,187,110
		現年分	12,069,310	11,142,510	92.3%	0	926,800
		滞納繰越分	3,517,650	1,257,340	35.7%	0	2,260,310
	15年度	合計	9,172,880	5,952,524	64.9%	0	3,220,356
		現年分	5,936,170	5,263,640	88.7%	0	672,530
		滞納繰越分	3,236,710	688,884	21.3%	0	2,547,826
	16年度	合計	6,752,556	3,126,510	46.3%	0	3,626,046
		現年分	3,532,200	2,820,600	79.9%	0	711,600
		滞納繰越分	3,220,356	305,910	9.5%	0	2,914,446
	17年度	合計	4,704,586	1,569,800	33.4%	0	3,134,786
		現年分	1,078,540	953,740	88.4%	0	124,800
		滞納繰越分	3,626,046	616,060	17.0%	0	3,009,986
	18年度	合計	28,436,546	25,109,060	88.3%	1,115,556	2,211,930
		現年分	25,301,760	24,705,890	97.6%	0	595,870
		滞納繰越分	3,134,786	403,170	12.9%	1,115,556	1,616,060
戸別公共浄化槽使用料	14年度	合計	0	0	-	0	0
		現年分	0	0	-	0	0
		滞納繰越分	0	0	-	0	0
	15年度	合計	0	0	-	0	0
		現年分	0	0	-	0	0
		滞納繰越分	0	0	-	0	0
	16年度	合計	374,236	363,500	97.1%	0	10,736
		現年分	374,236	363,500	97.1%	0	10,736
		滞納繰越分	0	0	-	0	0
	17年度	合計	4,959,951	4,930,131	99.4%	0	29,820
		現年分	4,949,215	4,919,395	99.4%	0	29,820
		滞納繰越分	10,736	10,736	100.0%	0	0
	18年度	合計	10,242,953	10,168,403	99.3%	0	74,550
		現年分	10,213,133	10,152,443	99.4%	0	60,690
		滞納繰越分	29,820	15,960	53.5%	0	13,860

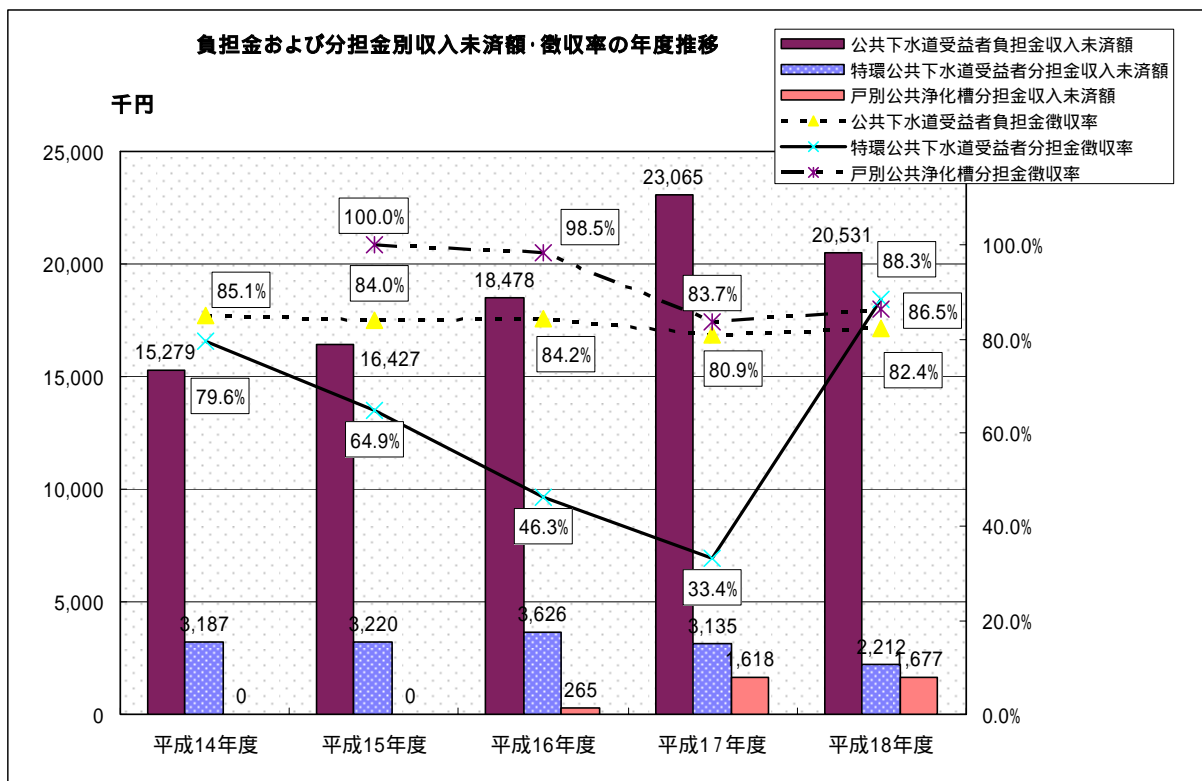
種類	年度	区分	調定額	収入額	徴収率	不納欠損額	収入未済額
戸別公共浄化槽分担金	14年度	合計	0	0	-	0	0
		現年分	0	0	-	0	0
		滞納繰越分	0	0	-	0	0
	15年度	合計	2,487,180	2,487,180	100.0%	0	0
		現年分	2,487,180	2,487,180	100.0%	0	0
		滞納繰越分	0	0	-	0	0
	16年度	合計	17,709,520	17,444,610	98.5%	0	264,910
		現年分	17,709,520	17,444,610	98.5%	0	264,910
		滞納繰越分	0	0	-	0	0
	17年度	合計	9,899,730	8,281,810	83.7%	0	1,617,920
		現年分	9,899,730	8,281,810	83.7%	0	1,617,920
		滞納繰越分	0	0	-	0	0
	18年度	合計	12,420,640	10,743,880	86.5%	0	1,676,760
		現年分	10,802,720	9,420,630	87.2%	0	1,382,090
		滞納繰越分	1,617,920	1,323,250	81.8%	0	294,670

(ただし、戸別公共浄化槽分担金平成18年度現年度分の調定額は、繰越明許の未収入特定財源を除く)

(グラフ1)



(グラフ2)



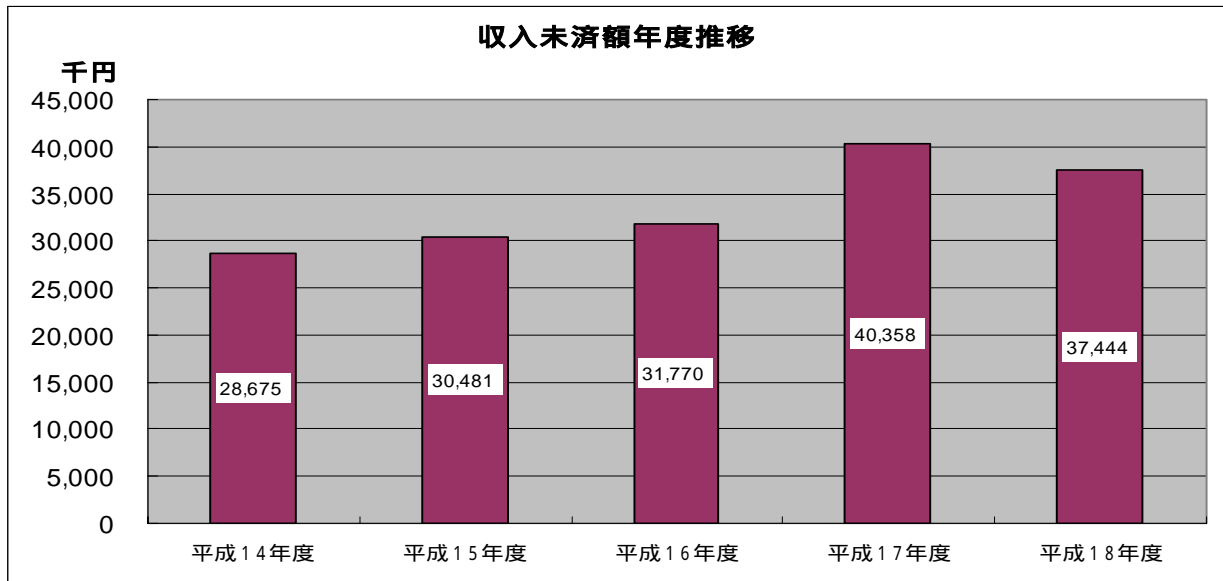
収入金の種類別収入未済額及び徴収率の年度推移は、(表1)及び使用料別収入未済額・徴収率年度推移(グラフ1)負担金及び分担金別収入未済額・徴収率年度推移(グラフ2)に示されるとおりである。

種類別徴収率は、各使用料はいずれも徴収率96.9%以上で推移し、中でも徴収率の最も低い公共下水道使用料徴収率で、5年平均97.5%である。一方、負担金及び分担金は、33.4~100%と種類や年度により大きな差が生じている。特に、特定環境保全公共下水道受益者分担金は、平成17年度まで平均15.4ポイントずつ下降し続けて33.4%まで低下し、平成18年度には、54.9ポイント上昇し、88.3%となった。特に、平成16年度と平成17年度の徴収率低下は、現年分の調定額に対し、徴収率の低い滞納繰越分の調定額が上回った為と考えられる。逆に、平成18年度に88.3%に急上昇した要因は、新規賦課件数の増加により現年分調定額が増加し、一括納付の増加による収納率上昇と考えられる。

種類別収入未済額は、各使用料の収入未済額のうち各年度とも最も多いのは、公共下水道使用料で平成16年度に一旦下降するものの平成17年度、18年度には1,200万円を超えている。過去5年間の推移を見ると、平均1,100万円の収入未済額となっている。負担金及び分担金の収入未済額は、各年とも公共下水道受益者負担金が最も高額である。平成14年度より1,500万円を超え、100万円~500万円の幅で上昇を続け、平成17年度には2,306万円となっている。平成18年度には、253万円減少し、2,053万円となっている。

収入未済額総額の年度推移は、(表1)(グラフ3)のとおりである。平成14年度より徐々に増額して平成17年度には4,035万円と平成14年度比で1.4倍となった。平成18年度では、前年度より291万円(前年度比7.2%)減少し、3,744万円の収入未済金となった。これは、平成14年度比で1.3倍である。

(ケ73)



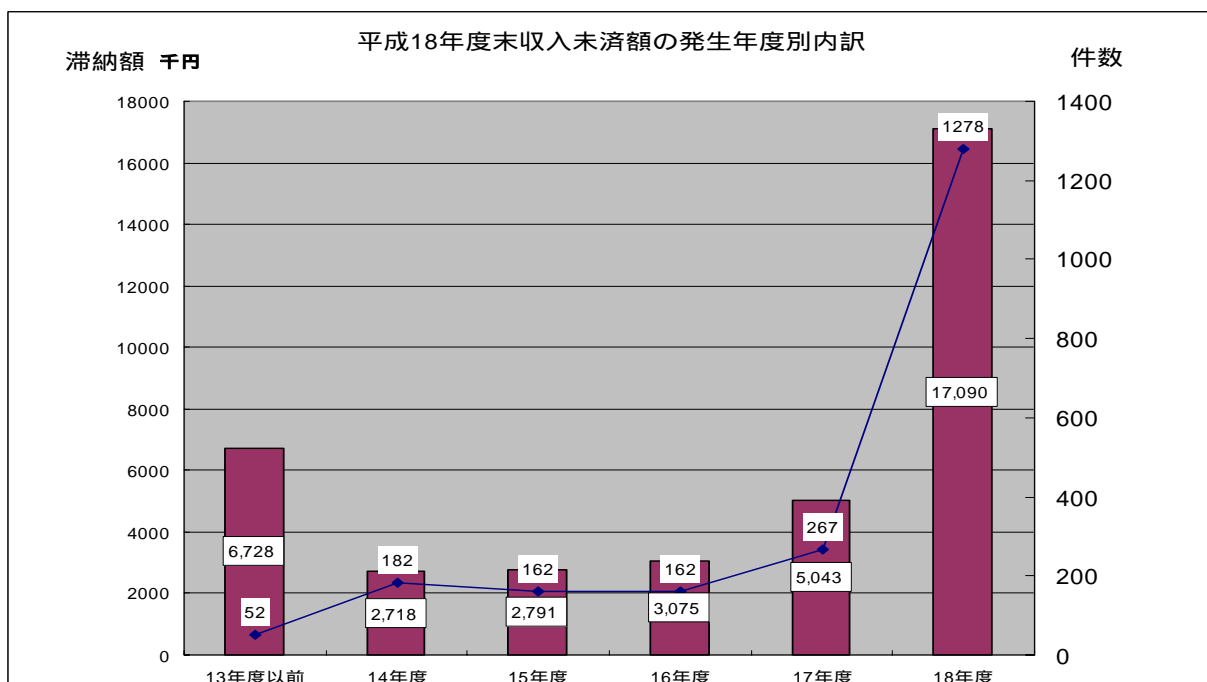
カ 平成18年度末の収入未済額の状況

(表2) 平成18年度末収入未済額の発生年度別内訳

(単位：件・円)

種類	公共下水道使用料		公共下水道負担金		特環下水道使用料		特環下水負担金		戸別浄化槽使用料		戸別浄化槽負担金		下水道計	
	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額	滞納件数	滞納額
13年度以前	6	73,942	33	5,816,340			13	837,360					52	6,727,642
14年度	144	424,744	31	1,978,760			7	314,050					182	2,717,554
15年度	116	288,452	41	2,303,820			5	198,400					162	2,790,672
16年度	101	407,606	57	2,465,170			4	202,400					162	3,075,176
17年度	154	966,844	105	3,683,520	2	20,162	1	63,850	2	13,860	3	294,670	267	5,042,906
18年度	1,087	10,442,430	113	4,283,080	44	326,310	12	595,870	11	60,690	11	1,382,090	1,278	17,090,470
合計 A	1,608	12,604,018	380	20,530,690	46	346,472	42	2,211,930	13	74,550	14	1,676,760	2,103	37,444,420

(ケ74)



平成 18 年度末の収入未済額の発生年度別内訳は、(表 2)(グラフ 4) が示すとおりである。平成 18 年度現年分が、1,278 件分滞納額 17,090 千円と最も多い。しかし、過年度分の合計が 825 件分滞納額 20,353 千円と滞納額において、現年度分を上回っていることは、滞納整理の停滞と言わざるを得ない。

負担金及び分担金については、下水道敷設工事に入る前年度の 2 月に申告書を土地所有者に送付し、納入義務者の申告を受けて、6 月に賦課通知を送付している。5 年間の分割納付も可能であるが、一括納付に対しては約 10%の報奨金制度がある。全納一括納付割合は、約 40%である。

なお、減免については、市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則において減免基準が定められており、道路用地、町内集会場用地、墓地等に適用している。

滞納の理由を、面談記録より分析すると、生活困窮という理由だけでなく、公共下水道受益者負担金及び分担金が、宅地の利用用途にかかわらず、土地面積に対して賦課されること、衛生的観念の理解が得られないことなど、公共下水道事業特有の理由もあげられる。

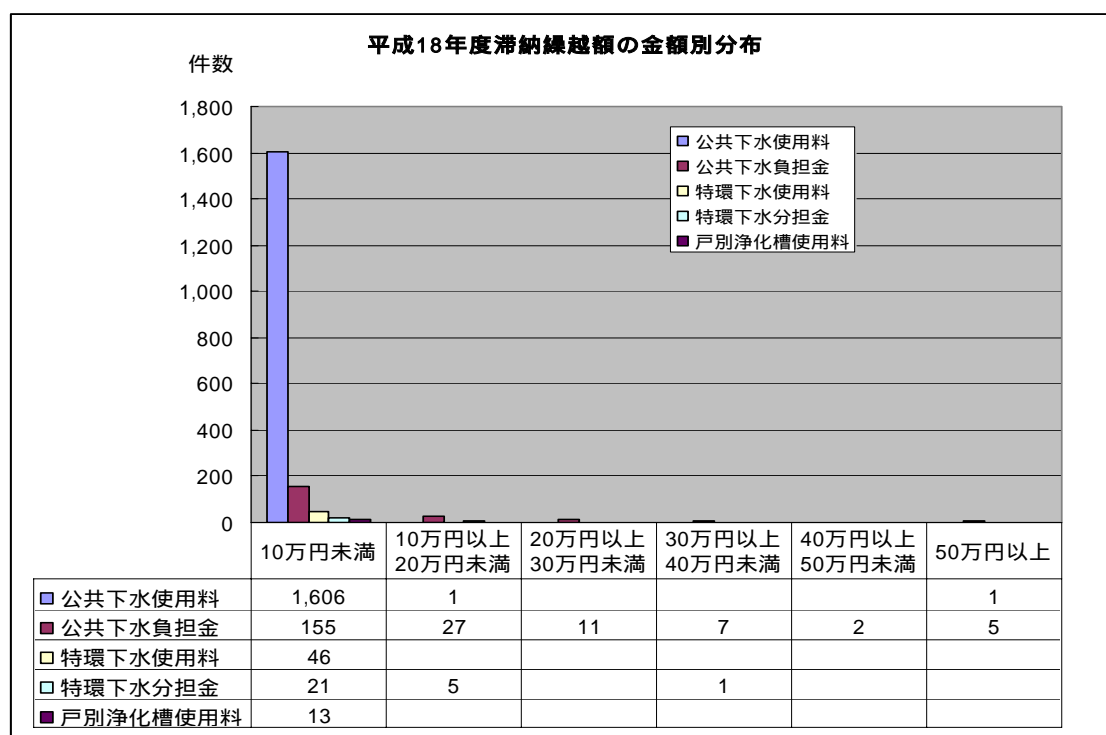
キ 種類別収入未済額の金額別分布

(表 3) 種類別収入未済額の金額別分布

(単位:人)

滞納繰越額	公共下水		特環下水		戸別浄化槽	
	使用料	負担金	使用料	分担金	使用料	分担金
	滞納者数	滞納者数	滞納者数	滞納者数	滞納者数	滞納者数
10万円未満	1,606	155	46	21	13	
10万円以上20万円未満	1	27		5		
20万円以上30万円未満		11				
30万円以上40万円未満		7		1		
40万円以上50万円未満		2				
50万円以上	1	5				
合計	1,608	207	46	27	13	0

(グラフ 5)

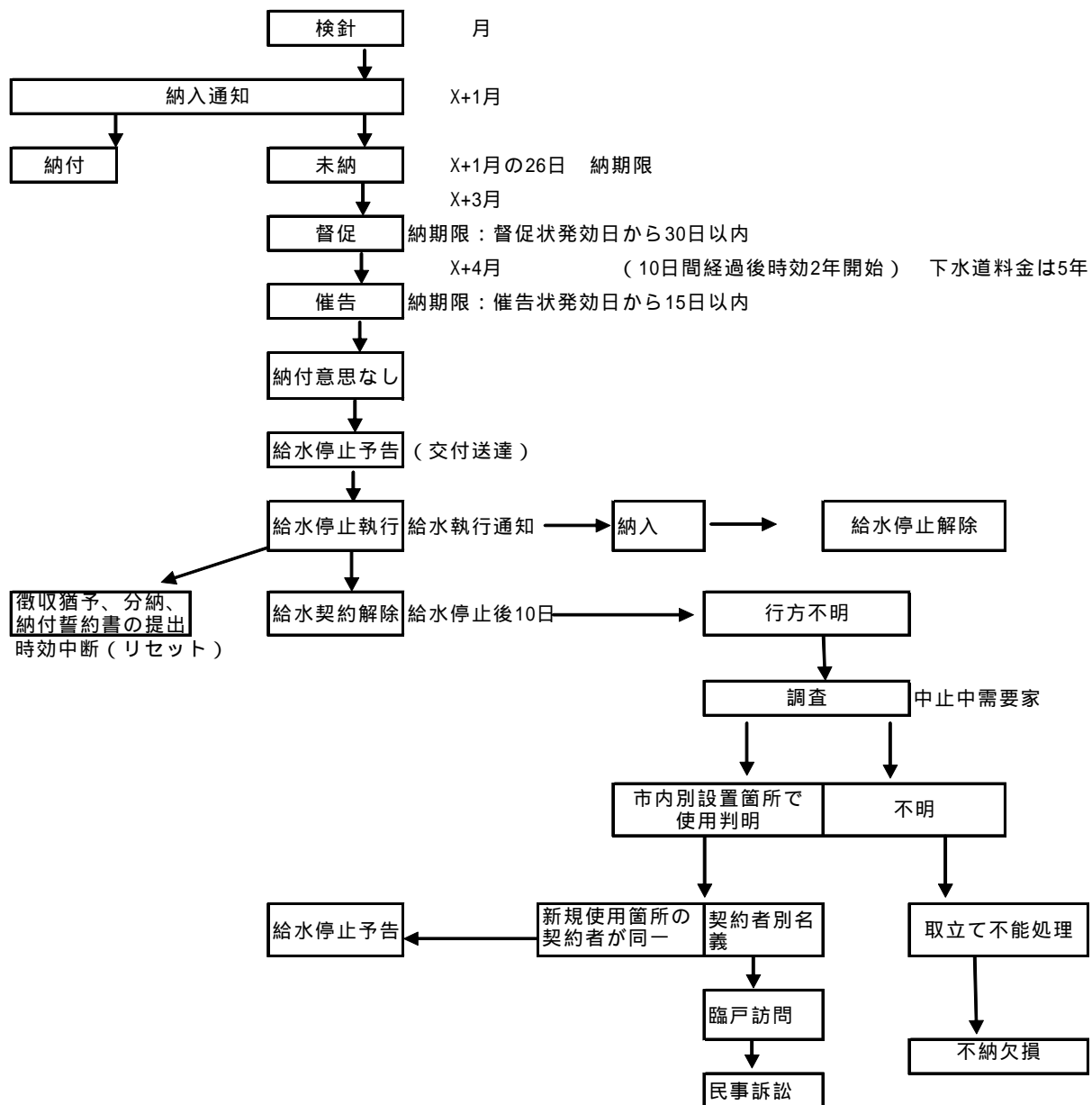


平成 18 年度滞納繰越額の金額別の分布を（表 3）（グラフ 5）で見ると、50 万円以上の区分に、公共下水道使用料 1 件があり、法人で分納中である。公共下水道負担金においては、5 件 4 人分で、うち 1 名は分納中、2 名分はすでに時効、1 名は平成 10 年度分より滞納しており、分納もされていない。50 万円未満の区分における、公共下水道受益者負担金と特定環境保全公共下水道受益者分担金の滞納者 229 件のうち 90 件（39.3%）は、分納及び完納されている。

ク 徴収体制

（ア） 使用料徴収事務の状況

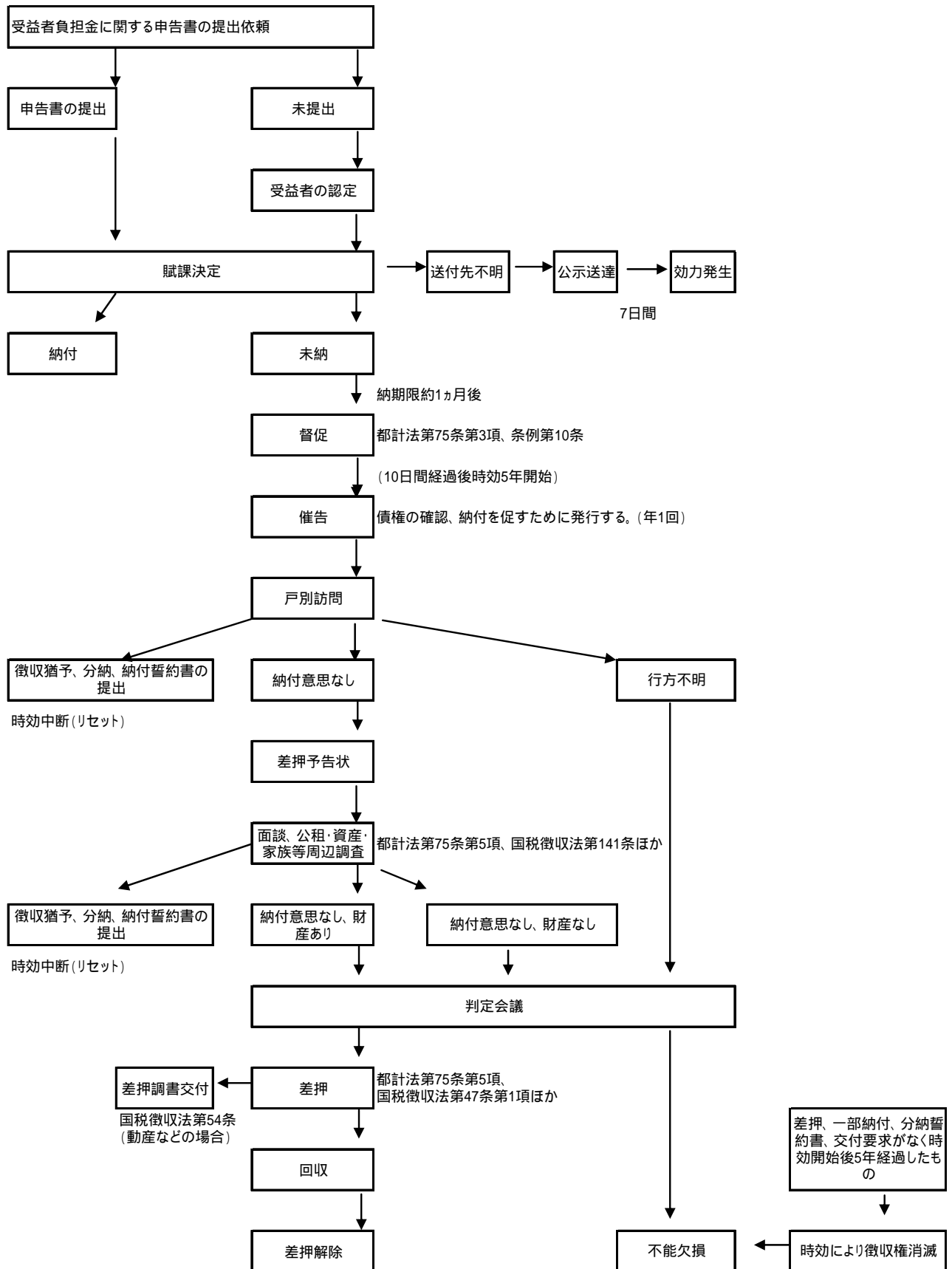
使用料徴収事務フローチャート 《フロー図 1》



公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る各使用料の徴収事務は、検針月からの流れ《フロー図 1》のとおりである。平成 18 年度使用料督促送付件数（上・下水使用料）は 6,567 件（検針総数約 18 万件のうち 3.6%）、分納誓約件数（上・下水使用料）は、55 件（過年度分滞納者 158 人のうち 34.8%）である。

(イ) 負担金及び分担金徴収事務の状況

負担金及び分担金徴収事務フローチャート《フロー図2》

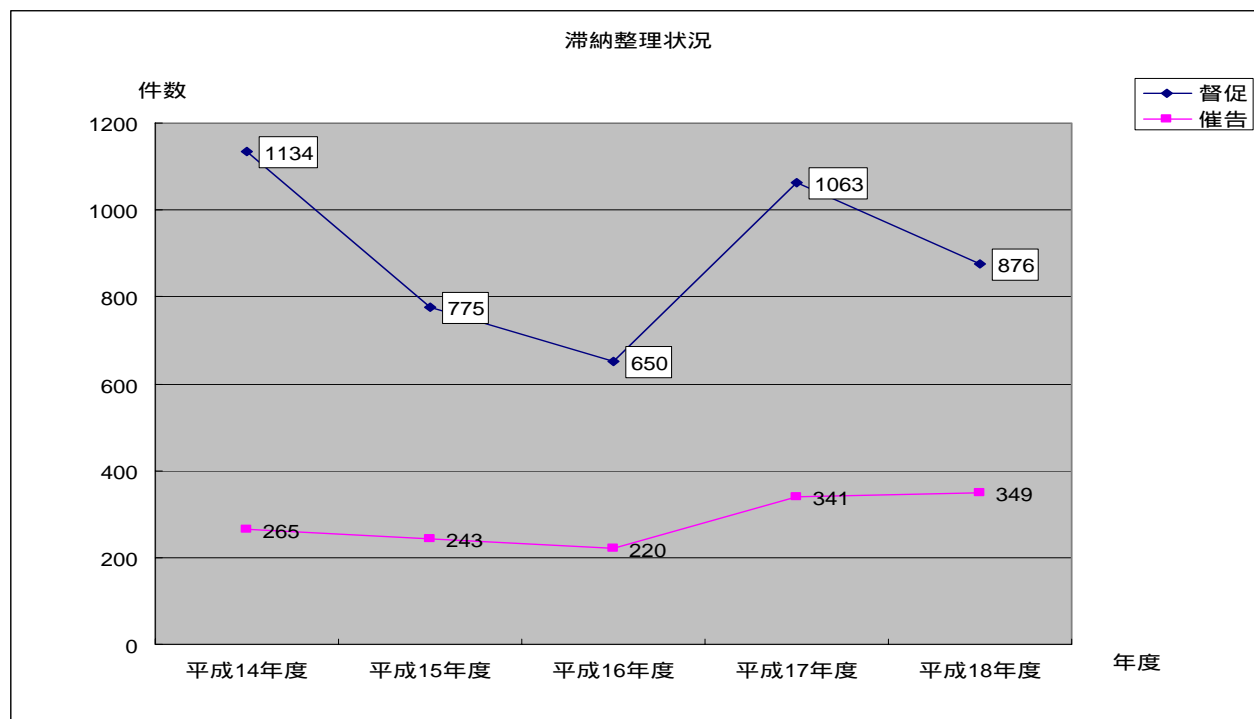


公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る負担金及び分担金の徴収事務の状況は、負担金及び分担金徴収事務フローチャート《フロー図2》に従い未納者へのアプローチをおこなっている。下水道受益者負担金年度別督促・催告件数は、(表4)のとおりである。公共下水道受益者負担金の督促において、平成17年度1期分より1.9倍に増えているのは、新規賦課件数の増加によるものである。督促・催告の総数を年度比較すると、(グラフ6)のとおりである。

(表4) 下水道受益者負担金年度別督促・催告者数(旧今立町含まず。H17.2期～越前市)

年度	期別	公共			特環		
		新規賦課件数	督促 (納期約1ヶ月後送付)	催告	新規賦課件数	督促 (納期約1ヶ月後送付)	催告
H14	1	282	207	207	59	196	58
	2		196			62	
	3		180			55	
	4		183			55	
小計		282	766	207	59	368	58
H15	1	196	173	198	25	30	45
	2		161			27	
	3		164			30	
	4		164			26	
小計		196	662	198	25	113	45
H16	1	302	150	183	4	19	37
	2		153			24	
	3		136			19	
	4		129			20	
小計		302	568	183	4	82	37
H17	1	528	247	311	1	3	30
	2		289			4	
	3		254			3	
	4		260			3	
小計		528	1,050	311	1	13	30
H18	1	386	221	313	215	48	36
	2		204			34	
	3		152			25	
	4		171			21	
小計		386	748	313	215	128	36

(ケ776)



ケ 不納欠損の状況

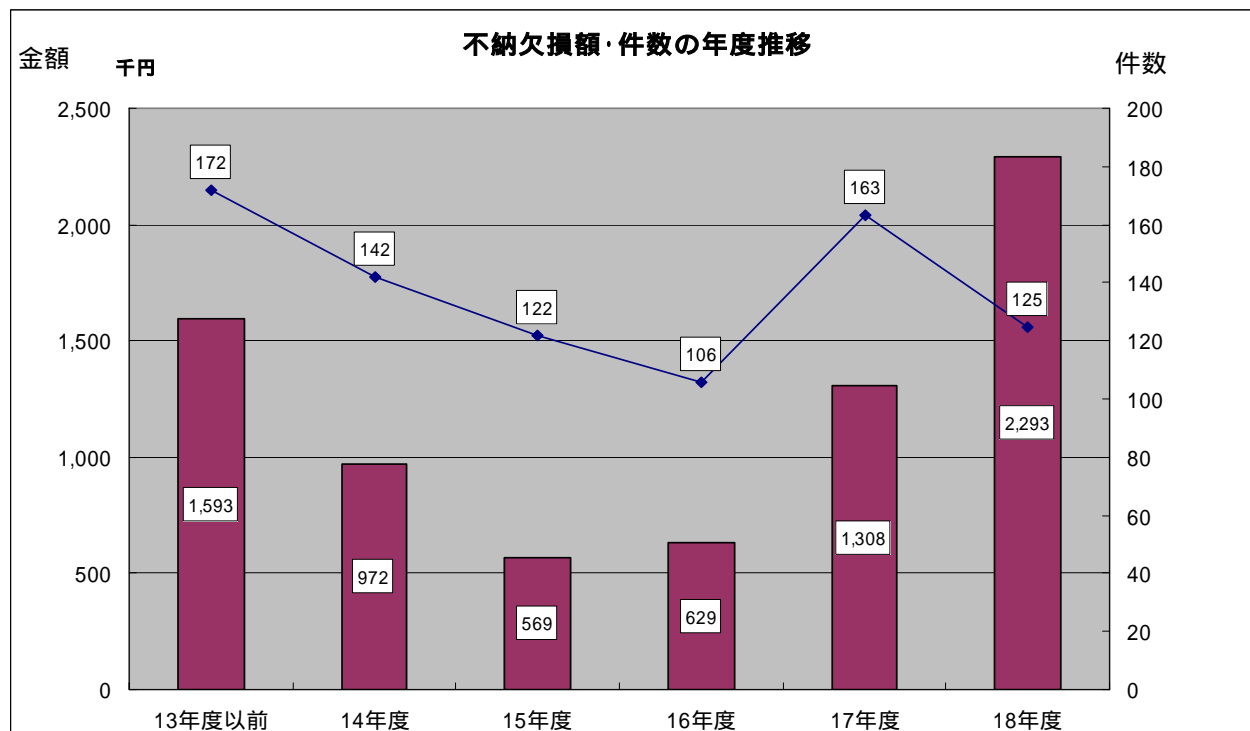
(ア) 不納欠損処分年度推移

(表5) 不納欠損処分年度推移

(単位:円)

区分 種類	13年度以前		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
公共下水道使用料	143	721,926	135	495,287	122	569,231	100	476,659	154	943,795	108	425,569
公共下水道受益者負担金	29	871,240	7	476,870	0	0	6	152,030	9	364,620	9	751,730
特定環境保全公共下水道使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定環境保全公共下水道受益者分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1,115,556
戸別公共浄化槽使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸別公共浄化槽分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	172	1,593,166	142	972,157	122	569,231	106	628,689	163	1,308,415	125	2,292,855

(グラフ7)



不納欠損処分状況は、(表5)及び(グラフ7)に示すとおりである。平成16年度まで不納欠損処分額は、減少傾向にあったが、平成17年度に件数163件(前年度比1.6倍)不納欠損処分額1,308千円(前年度比2.1倍)に上昇した。平成18年度において、不納欠損総額が、2,293千円(前年度比1.8倍)に増額した要因は、特定環境保全公共下水道受益者分担金8件分1,115千円の不納欠損処分を行ったためである。

コ 不納欠損処分の理由

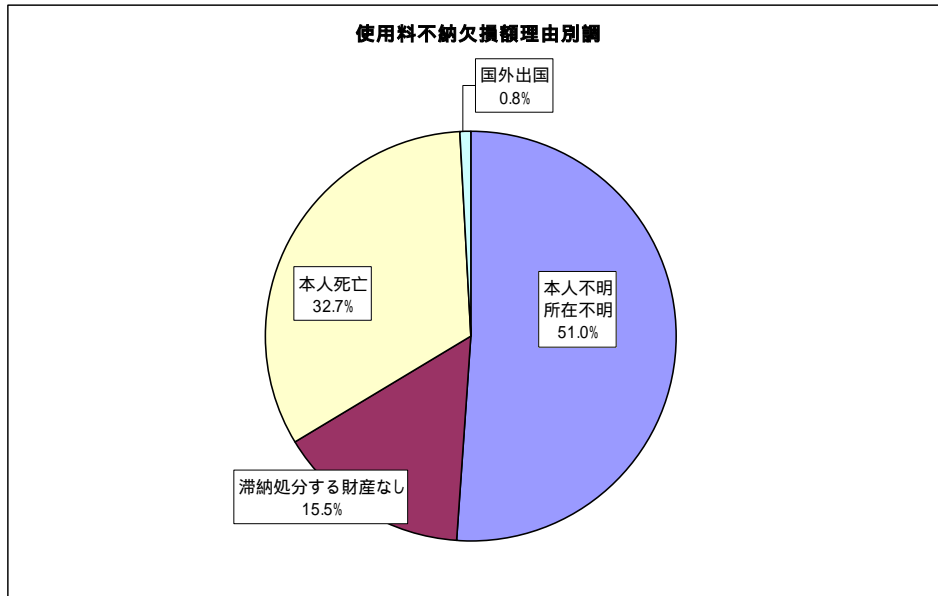
(ア) 使用料不納欠損額理由別状況

(表6) 使用料不納欠損額理由別年度推移

(単位：円)

	本人不明 所在不明	滞納処分する財 産なし	本人死亡	国外出国	合計
14年度	293,098	191,525	10,664	0	495,287
15年度	151,400	416,256	1,575	0	569,231
16年度	135,104	152,781	188,774	0	476,659
17年度	389,999	469,190	84,606	0	943,795
18年度	217,040	66,002	139,062	3,465	425,569

(グラフ8)



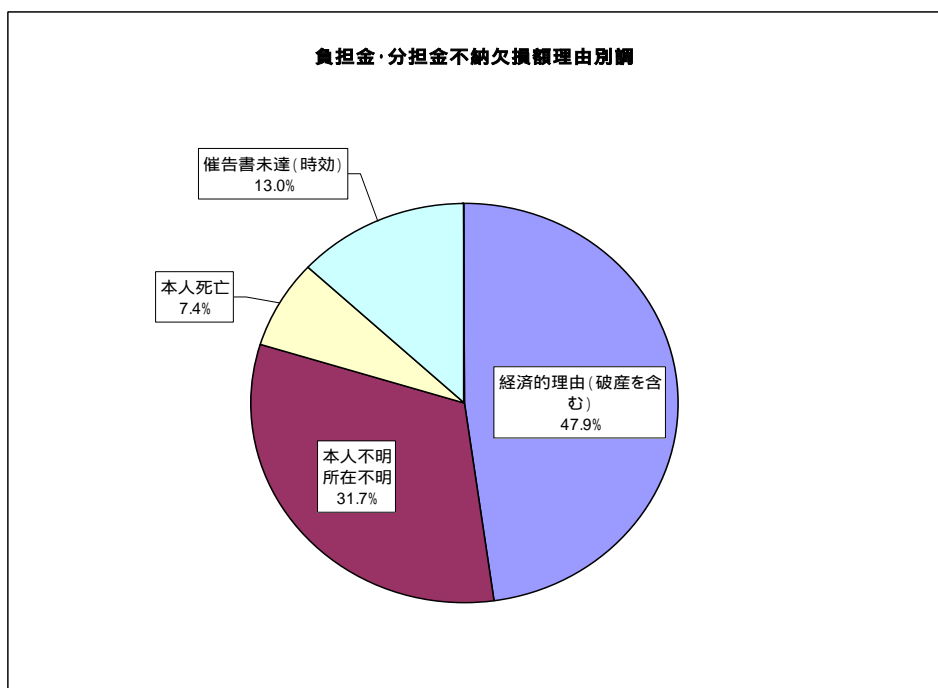
(イ) 負担金及び分担金不納欠損額理由別状況

(表7) 負担金及び分担金不納欠損額理由別年度推移

(単位：円)

	経済的理由 (破産を含む)	本人不明 所在不明	本人死亡	催告書未達 (時効)	記録無し その他	合計
14年度	315,710	140,450	20,710	0	0	476,870
15年度	0	0	0	0	0	0
16年度	42,500	0	0	104,560	4,970	152,030
17年度	281,200	0	83,420	0	0	364,620
18年度	360,020	238,300	55,890	97,520	0	751,730

(グラフ9)



不納欠損処分理由を区分別にみると、使用料については(表6)(グラフ8)、負担金及び分担金については(表7)(グラフ9)に示す状況である。平成18年度において、使用料で最も多い理由は、本人所在不明と本人死亡で51.0%を占め、半数が滞納整理の対象者不在の状況である。次に滞納処分する財産なし15.5%の理由となっている。負担金及び分担金における不納欠損理由としては、破産を含む経済的理由が47.9%、本人不明・所在不明31.7%、本人死亡7.4%、催告書未達(時効)13.0%となっている。

(2) 公共下水道・戸別公共浄化槽事業に係る使用料、負担金及び分担金の監査の結果

1. 収入未済対策は、的確な目標設定のもと行なわれているか
 2. 滞納整理事務は公正かつ適正に処理されているか
 3. 収入未済を発生させないための取組みは効果的なものとなっているか
- を主眼に監査を行なった結果は次のとおりである。

公共下水道使用料・特定環境保全公共下水道使用料・戸別公共浄化槽使用料の徴収事務については、公営企業の料金課に委託し水道料金と併せて徴収されており、また徴収率向上のために、平成19年度当初に越前市水道料金等滞納整理事務実施要綱を定める中で、滞納整理事務のシステム化を図ったり、要綱に基づく給水停止を積極的に行った結果、徴収効果として現れていることは評価に値する。他方、受益者負担金及び分担金の徴収率については、使用料等の徴収率に比べて低い傾向にあるため、抜本的対策が求められるところである。

受益者負担金及び分担金の徴収事務は、下水道課において、職員2人1組の6班編成の中で、地区別に通年での徴収体制をとっており、滞納者との面談記録及び継続した交渉努力を行なっていること、また、徴収班のチーム会議を2ヶ月に1回開催する中で、ケース相談・結果報告及び滞納整理処理方針の今後の徴収のあり方についての協議をしていることは、下水道課内の共通理解を図るうえにおいて評価できる。

しかし、平成19年10月末現在、徴収班による過年度分の徴収率は9.3%に留まっており、徴収率や滞納削減額の数値目標などは設定されていなかった。また、悪質滞納者への速やかな滞納処分や、それに伴う差押等の実績も全く無かったことは、喫緊の課題である。

今後は、滞納者から公共下水道事業に対する理解を得るために、制度周知と受益内容を含めた不断の説明努力が求められる。また、資産状況を把握するための綿密な財産調査を実施するにあたっては、市規則等の整備も視野に入れて、市納税課との連携を強化し、滞納整理処分の速やかな実施が可能となるよう厳格な対応を要望するものとする。

3 保育所運営費負担金（保育料）

(1) 所管部課

福祉保健部・児童福祉課

(2) 関係法令

児童福祉法

越前市児童福祉施設入所者費用徴収規則

(3) 債権の性質

公法上の債権（地方税法の例により滞納処分ができる）

(4) 債権の概要

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第2項及び第3項の規定による費用及び法第6条の2の規定による事業の実施に係る費用を合わせて越前市児童福祉施設入所者費用徴収規則で定め、保育所運営費負担金として公立及び私立の保育園に通園している園児の保護者から徴収している債権である。

年度別 保育料徴収状況の推移（過去5年間）

(単位:円・%)

	調定額	収入額	収入 未済額	不納 欠損額	徴収率
平成14年度	669,946,450	663,752,200	6,194,250	0	99.1%
平成15年度	673,372,470	664,791,850	8,580,620	0	98.7%
平成16年度	699,204,470	689,308,100	9,896,370	0	98.6%
平成17年度	729,936,470	716,790,750	13,145,720	0	98.2%
平成18年度	726,936,980	712,310,780	14,065,700	560,500	98.0%

17年度以前の数値は、旧武生市と旧今立町の決算額を合算した数値である。

平成18年度末 収入未済額の発生年度別内訳

区分	保育所運営費負担金		
	滞納者数 (人)	件数 (件)	収入未済額 (円)
13年度以前分	8	35	872,500
14年度分	11	69	1,091,420
15年度分	15	98	1,747,900
16年度分	34	145	2,631,000
17年度分	35	194	2,944,880
18年度分	60	245	4,778,000
18年度末現在	163	786	14,065,700

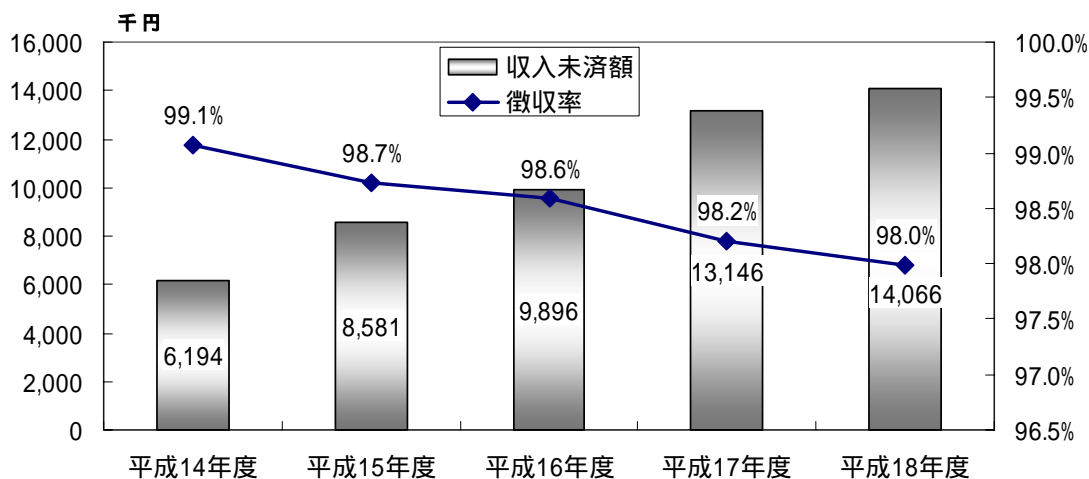
1人で複数年度分を滞納している場合があり上記の発生年度別内訳とは一致しない。

(5) 保育料の概要等

越前市保育所運営費負担金（以下「保育料」という。）の調定は、担当課において行い、納付は口座振替による場合と納付書による場合がある。納付書は、毎月園児を通じて保護者に送り、保護者が直接金融機関で納付する場合と各園長が現金を一時預かり市へ納付される場合がある。

年度別の収入未済額の状況は次のとおりで、徴収率についてみると、平成14年度は99.1%であったものが平成18年度末には98.0%と1.1ポイント減少しており、平成18年度末の収入未済額は14,065,700円となっている。

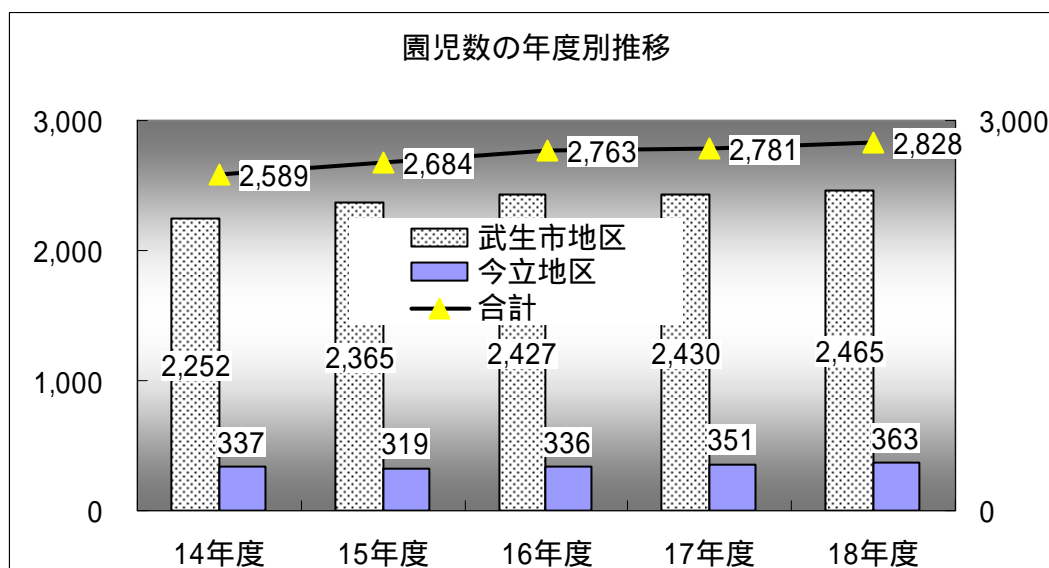
年度別収入未済額及び徴収率の推移



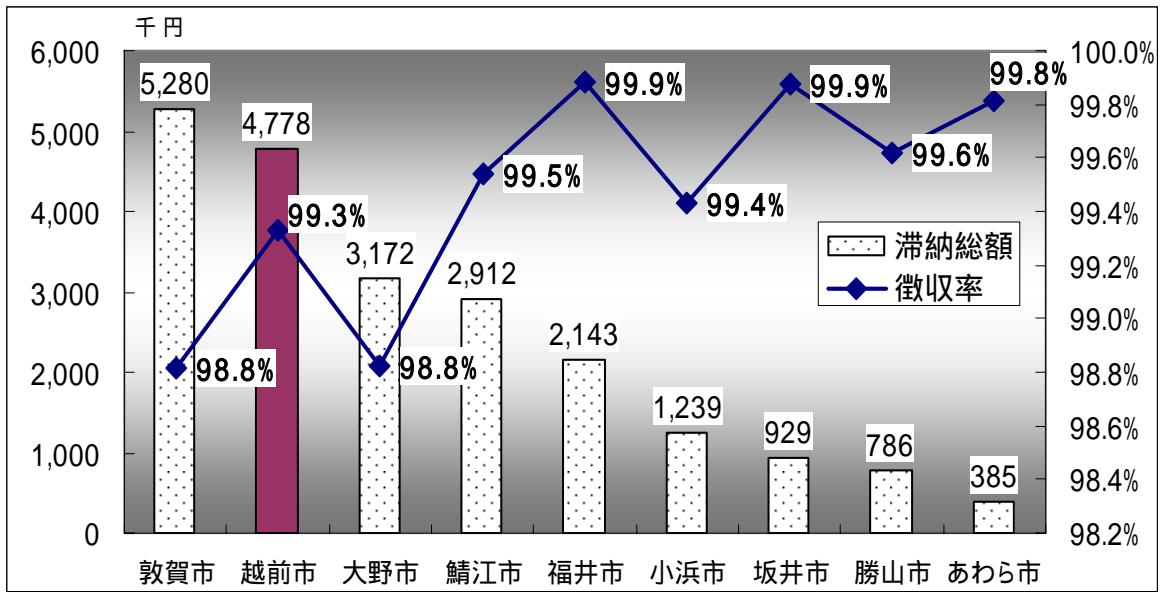
収入未済額が増加した理由を見るため、園児数と調定額及び収入済額の年度別推移を見てみると次のとおりとなっており、園児数の年平均増加人数は約60人増加している状況である。

また、調定額の対前年度増加額は、平成16年度が25,832,000円の増、平成17年度はさらに30,732,000円の増と大幅に増加していた。これは、当初保育料の算定基礎中、本人の暫定だった所得が確定したことにより保育料が変更増となったものと思われる。このため逆に平成18年度は前年度の調定額より2,999,490円減少している。

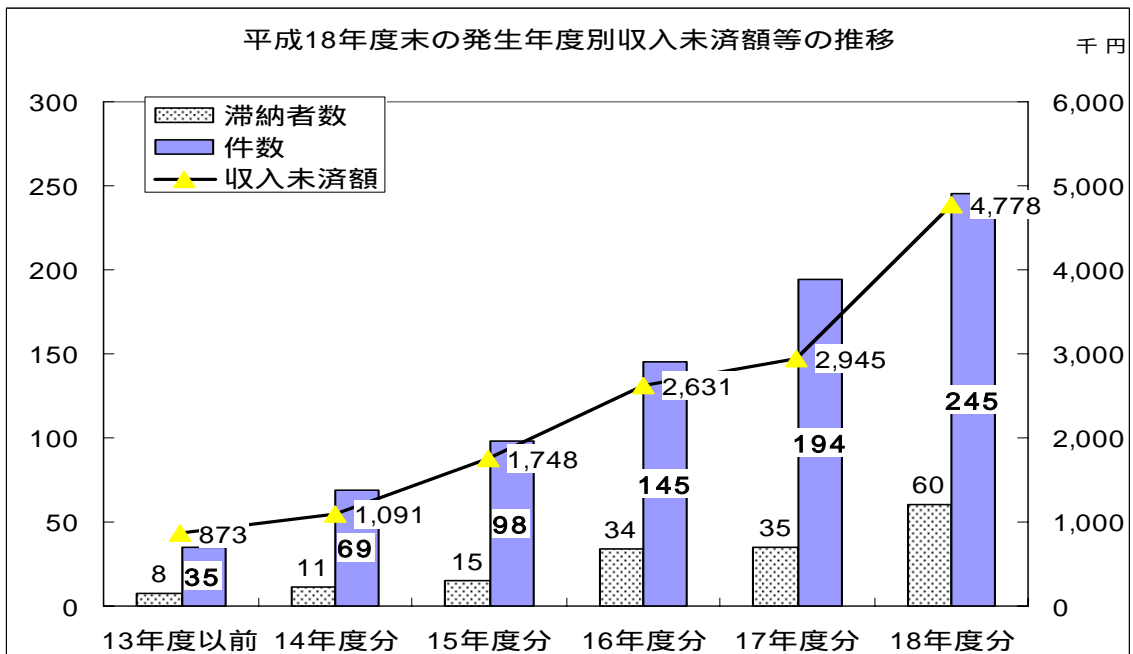
全体的には、やはり徴収率の低下が主な要因かと思われる。



平成18年度(現年度分)の県内各市の滞納額・徴収率調べ



平成18年度末収入未済額14,065,700円の発生年度別の状況は次のとおりである。



滞納が発生してから6年以上経過したこととなる平成13年度以前の滞納者が8人おり件数は35件、滞納額は872,500円となっているほか、平成18年度末の滞納者数等は延べ163人、786件となっている。この内、最高額保育料滞納者の状況は、滞納額 660,000円、児童 1人分、延べ月数 22ヶ月分となっている。これら滞納者の滞納理由について担当部局では、調査資料がなく実態を把握されていない状況であった。保育料は公法上の債権であり、児童福祉法第56条の規定により地方税の例による滞納処分ができるものであることを念頭に置き徴収事務に当たられたい。

(6) 保育料の監査結果

1. 収入未済対策は、的確な目標設定のもと行なわれているか
2. 滞納整理事務は公正かつ適正に処理されているか
3. 収入未済を発生させないための取組みは効果的なものとなっているか

保育料について上記の項目を主眼に監査を行なった結果、次のとおり意見を述べる。

【滞納整理事務について】

滞納整理事務について、平成 18 年度までは定期的な催告や徴収班を編成し夜間徴収等納付指導が殆ど行なわれていなかったという状況であった。

このため、平成 19 年度において抜本的に徴収事務体制を見直すこととなり、(夏季)保育料収納特別対策実施要綱を策定し実施するなど、年末や年度末など定期的な実施計画を立てたところである。

今後、保育料の徴収事務については、年間を通じて徴収を行なうなど徴収率の向上に向けた対策をさらに強化されたい。また、児童福祉法第 56 条第 10 項において徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができることと規定されており、滞納処分に該当するような悪質な滞納者に対しては、法的処置も含めて対応されるよう検討されたい。

4 市営住宅使用料等

(1) 所管部課

建設部 建築住宅課

(2) 関係法令

公営住宅法

越前市営住宅条例・同規則

越前市営住宅家賃滞納整理要綱

(3) 債権の性質

公法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）

地方自治法第236条の規定により債権は5年で時効により消滅する

(4) 債権の概要等

越前市営住宅の入居日から入居者が明け渡した日までの間、入居者から家賃等として徴収する債権である。

債権の性質については、私法上の債権、公法上の債権で見解が分かれているところであるが、所管部課では公法上の債権として取り扱っていることから、公法上の債権として監査を実施した。越前市営住宅使用料（以下本項目において「住宅使用料等」という。）は、建設部建築住宅課において所管する債権で、契約及び徴収に係る事務を行っている。

(5) 住宅使用料等について

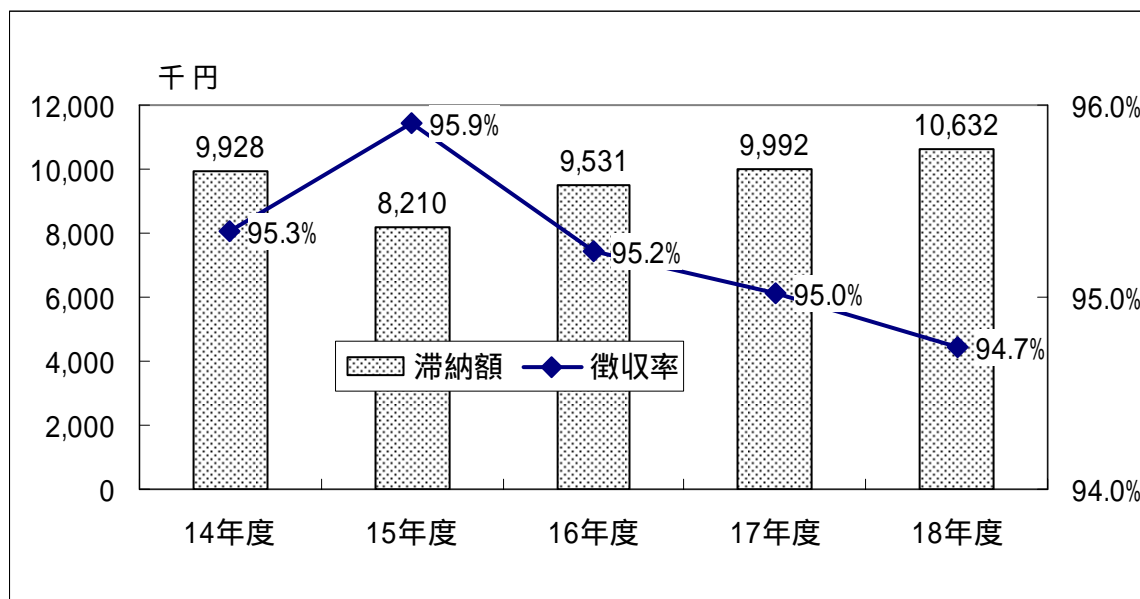
住宅使用料（駐車場使用料を含む）の徴収状況を見ると、調定額は前年度から繰り越されるもの（収入未済額）と当該年度に発生するものを合わせると毎年2億円を超えている。この内、収入未済額は、年々増加傾向にあり、平成18年度末では10,632,100円が収入未済となっている。

年度別 徴収状況の推移（過去5年間）

	調定額	収入額	収入未済額	不納欠損額	徴収率
平成 14 年度末	213,119,100	203,191,600	9,927,500	0	95.3%
平成 15 年度末	208,853,000	200,300,800	8,209,900	342,300	95.9%
平成 16 年度末	200,165,540	190,634,940	9,530,600	0	95.2%
平成 17 年度末	200,500,060	190,508,560	9,991,500	0	95.0%
平成 18 年度末	202,217,400	191,585,300	10,632,100	0	94.7%

（17年度以前の数値は、旧武生市と旧今立町の決算額を合算した数値である。）

年度別収入未済額及び徴収率の推移 (単位:千円・%)



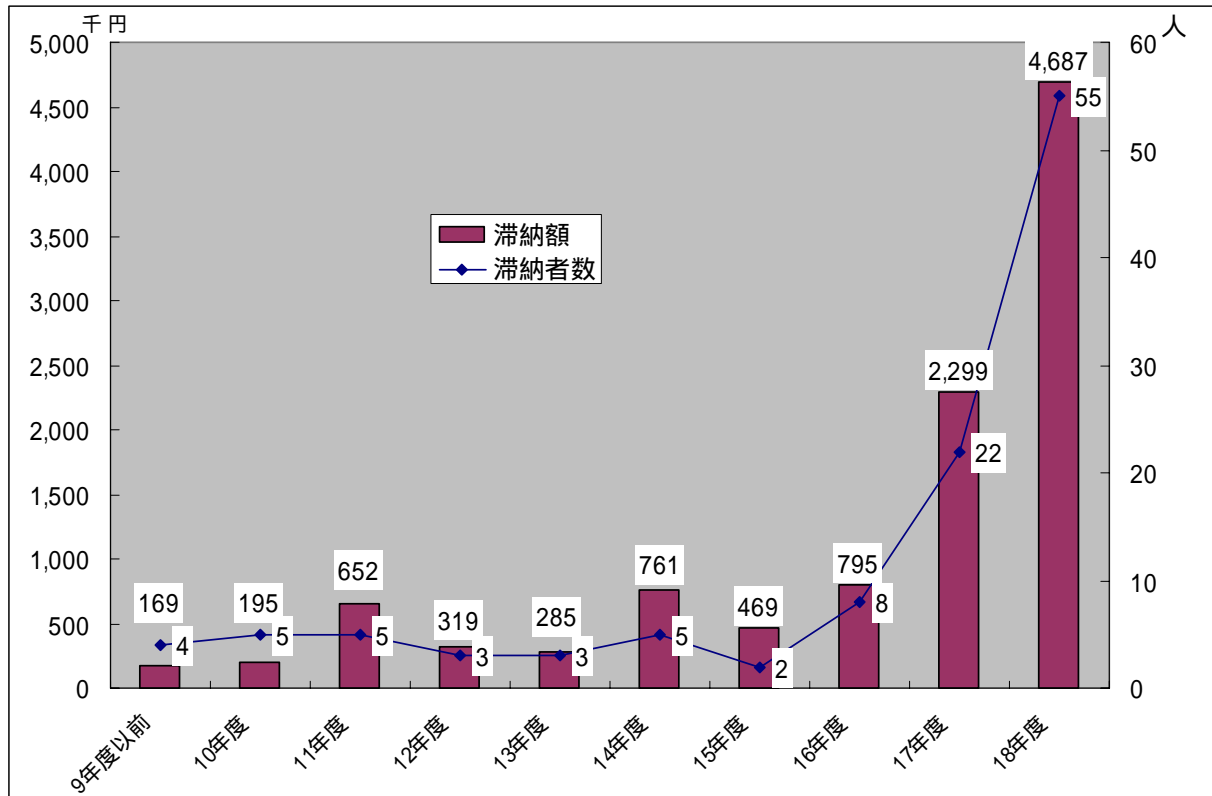
平成18年度末に収入未済となっているものを発生年度別に見ると、発生してから10年以上経過したこととなる平成9年度以前のものが168,700円のほか、次表のとおりとなっている。

平成18年度末 収入未済額の発生年度別内訳

年度	滞納額 (円)	滞納者数 (人)
9年度以前分	168,700	4
10年度分	195,300	5
11年度分	652,000	5
12年度分	319,400	3
13年度分	285,200	3
14年度分	761,100	5
15年度分	469,200	2
16年度分	795,000	8
17年度分	2,299,300	22
18年度分	4,686,900	55
18年度末 収入未済額	10,632,100	73

滞納者数は、過年度に重複しているため合計とは一致しない。

平成18年度末の発生年度別収入未済額

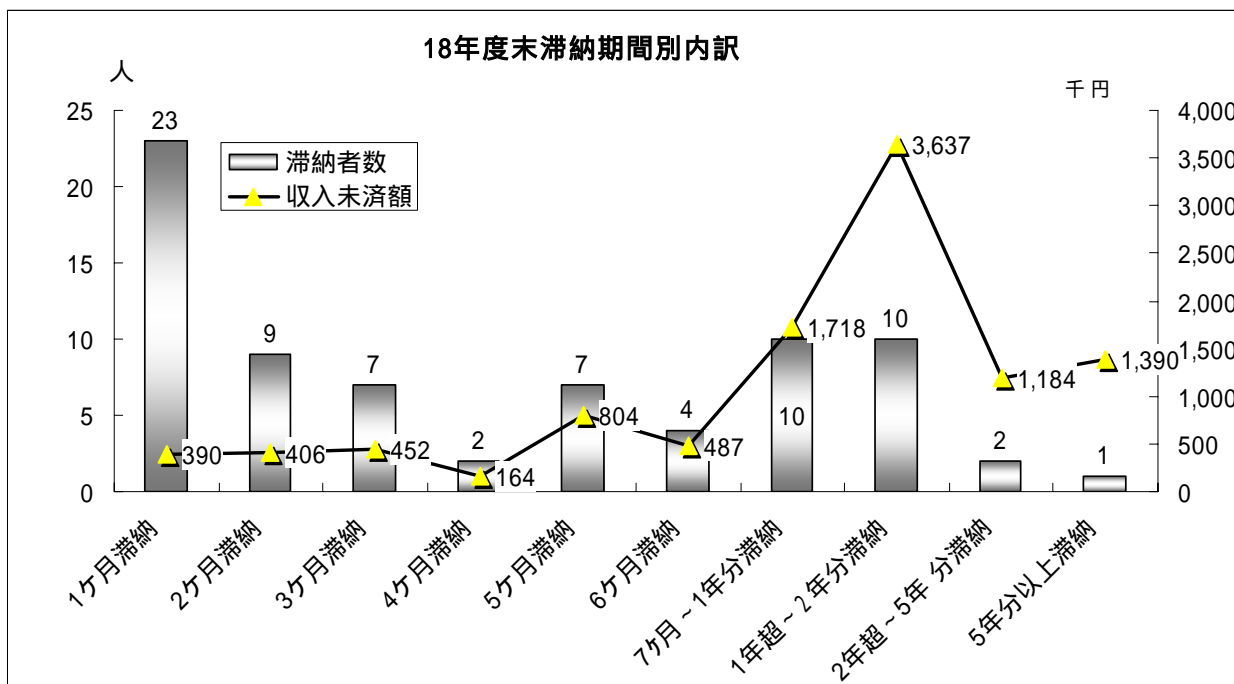


平成18年度末滞納者の滞納合計月数等内訳

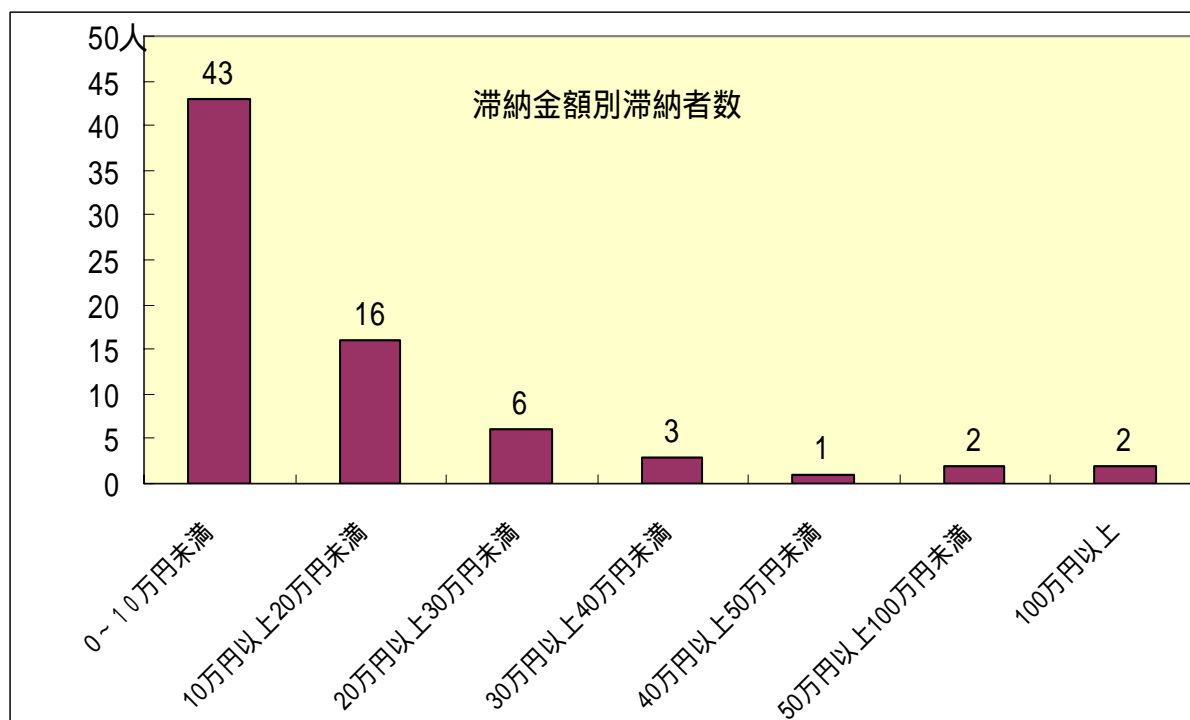
(単位:人・月・円)

	1ヶ月分 滞 納	2ヶ月分 滞 納	3ヶ月分 滞 納	4ヶ月分 滞 納	5ヶ月分 滞 納	
滞納者数	23	9	7	2	7	
月数合計	23	18	21	8	35	
収 入 未済額	389,600	406,400	451,800	163,800	804,100	
	6ヶ月分 滞 納	7ヶ月～1 年分滞納	1年超～2 年分滞納	2年超～5 年未満分 滞納	5年分 以上滞納	合 計
滞納者数	4	10	10	2	1	75
月数合計	24	95	180	83	103	590
収 入 未済額	487,300	1,718,300	3,636,700	1,183,700	1,390,400	10,632,100

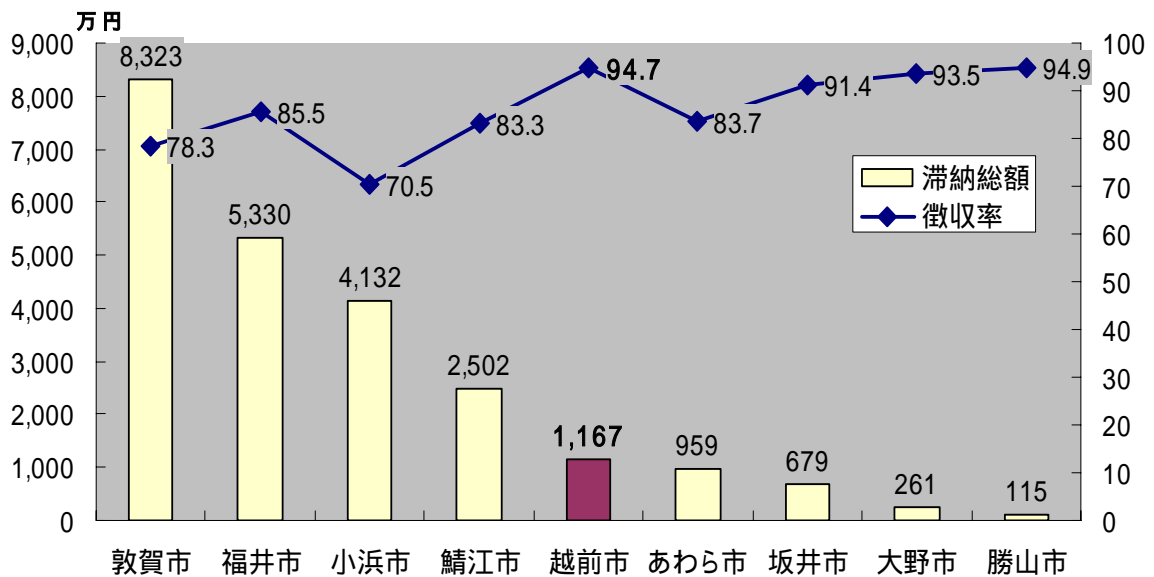
上記の月数は、既に退去した者(12名)も含んでおり連続した期間ではなく、延べ月数である。
滞納者数は実人数である。



また、平成18年度末の滞納者の数は73人であるが、一人当たりの滞納月数を見てみると上記の表及びグラフに示したとおり、最高103ヶ月分1,390,400円を滞納している者が1人となっている。次いで2年～5年分の滞納者は2名となっているが内1名は、平成18年10月に明け渡しにより退去したため57ヶ月分1,034,300円などとなっているほか、一人当たりの滞納額の内訳は下表のとおりである。



県内の各市の滞納状況（2006年度末）



(6) 市営住宅使用料等の監査結果

- 1 収入未済対策は、的確な目標設定のもと行なわれているか
- 2 滞納整理事務は公正かつ適正に処理されているか
- 3 収入未済を発生させないための取組みは効果的なものとなっているか

住宅使用料等について上記の項目を主眼に監査を行なった結果、次のとおり意見を述べる。

【収入未済金の徴収対策】

越前市営住宅家賃滞納整理要綱（以下「事務処理要綱」という。）により家賃滞納整理票を作成して処理経過等を記録し収納管理を行うこととされており、おおむね事務処理要綱に沿って事務手続きが行なわれていた。特に指摘すべき事項としては、滞納者徴収率の低下に加えて収入未済額が年々上昇していることから、現年度の徴収率の目標設定や、特に長期で高額な悪質滞納者に対する具体的な対策をさらに強化するよう検討されたい。例えば一定金額や一定期間以上の悪質滞納者に対しては、事務処理要綱に明記し、住宅の明け渡し、動産の差し押え、給与債権を差し押えるといった、これまで踏み込んでいなかった部分にも対応することを視野に入れ、事務処理要綱を見直すこと等である。

また、調定の中に破産宣告を受け免責決定通知のあった者が2名、合わせて322,100円が含まれているが、これらの債権は消滅しているのかどうか確認のうえ対処されたい。

【徴収事務】

住宅使用料等に係る滞納整理の情報管理については、越前市営住宅管理システムにより滞納額等の記録・管理をしているが、滞納の理由などの把握と集計が全くなされていなかったため、今後、滞納処分においても重要な位置づけとなるので対策を検討されたい。

また、毎月の徴収態勢は、住宅グループ3名で徴収班を編成し行なわれており、年度末や決算期など年間3回ほど建築住宅課内において強化月間を設け実施しているが、建設部としての特別徴収の取組みなど徴収態勢の強化についても検討されたい。

第5 むすび（意見）

以上が平成 18 年度末の本市の収入未済金に対する徴収事務について監査を行い、それぞれ具体的な指摘あるいは改善を述べたところである。

徴収率の向上や滞納額の削減は、市財政の運営及び税等の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。例えば、市税の徴収率が 0.1 ポイント向上するだけで、毎年 14,000 千円程度の増収効果をもたらす。また、市税等の滞納は結果的に多くの善良な納税者の負担となることから、税等の公平性を揺るがし、市民の倫理崩壊に繋がりがねない問題でもある。

したがって、これらの解消に向けたアクションプランを早期に作成し、徴収率の向上・滞納額の削減対策を勧告すると共に、制度上の問題や体制上の未整備など困難な課題もあると思われるが、当委員は、是非前向き且つ積極的な対応を期待し、以下の具体的な取り組みについて意見を述べる。

【スローガンとして以下の 3 点の目標を設定する】

「滞納は元から断つ」を第一スローガンに掲げ、現年分の徴収率（18 年度末 97.6%）を着実に上昇させる組織風土を形成していく。

市税・国民健康保険税・介護保険料の滞納繰越額 20 億円を平成 24 年度末までに、10%削減に相当する 18 億円台を目指す。

「越前市の市税等のすがた」を平成 20 年度から広報紙で周知し、市税等の徴収組状況や厳しい対応策を市民に効果的に発表し、市税に係る説明責任を果たす。

【具体的な取り組み】

（1）組織体制について

滞納整理特別対策室、或いは債権回収対策課といった部署を設置して、滞納処分などの専門業務に専念出来るような業務体制に見直し、また市税以外の収入科目についても高額・困難な案件については、組織横断的な支援体制がとれるようなしくみを構築していく。

法的措置への移行や滞納している債権について、速やかに債権処理検討委員会を開催して、市税に限らず市税以外の悪質な滞納債権に対して、滞納発生後 9 ヶ月を目途に債権処理方針が決定できるように定期的に開催していく。

（2）徴収事務体制の制度化及び法的根拠付けについて

納期限を過ぎた現年分の滞納については、スケジュールを明確にして、システムティックに実行し法的措置等にも速やかに移行していく。また、滞納対策をシステムティックに行うことが、税の公平性の観点から重要であることを市民に対して強く広報（アピール）していく。

市税などの徴収率の向上や滞納額の削減に向け、債権処理に対する包括的な実効性のある指針として、債権管理の事務処理を定めた基準等を作成する。

収納対策のキャンペーンは、年度末・ボーナス時期・お盆等在宅の可能性の高い時期などに集中して効果的に実施する。

（3）民間委託について

徴収事務の民間委託や非常勤職員で代替できる業務を徹底して洗い出し法律上可能な限り民間委託へとシフトすることも視野に入れ検討する。

民間委託することで、夜間・休日の対応が可能になり、電話催告・訪問催告等の会話成功数を引き上げて、比較的初期にある滞納予備軍の収納促進を図る。

(4) 納税意識の改革について

職員や市民の意識改革を図るためには、トップ自らが収納体制の先頭に立つとともに、徴収現場に激励訪問して現場重視の姿勢を示していく。

実質的な収納対策として、税務部門に留まらず、税務経験者などを活用した全庁的な収納対策を実施する。この取組みは、比較的手薄な現年分の小口案件を対象に実施する。

職員のモチベーション向上対策として、月ごとに収納額・件数、執行停止額・件数、電話催告人員、訪問折衝件数などの数値目標を設定するなど、具体性のある行動計画を明示していく。